

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（6）（29. 1 定）			
日 時	平成29年 3月13日（月）	開 議	午後 1時30分
		散 会	午後 6時18分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、酒井（隆裕）副委員長、秋元・高橋（龍）・松田・ 酒井（隆行）・中村（吉宏）・中村（誠吾）・川畑 各委員		
説 明 員	市長、副市長、水道局長、総務・財政・建設各部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ち、委員長から一言申し上げます。

まずもって、本日の開議時刻が 30 分おくれましたことをおわび申し上げます。

また、傍聴にいらした方々につきましては、本日は小樽市議会第 1 回定例会予算特別委員会を傍聴いただきまして、ありがとうございます。受け付けの際、傍聴される皆様へということで、傍聴に当たって守っていただきたい事項を記載した書面を配付させていただいております。円滑な委員会運営のため、配付した書面の内容に従っていない場合はそれを制止し、さらに従っていただけない場合は退場していただくこととなりますので、御留意いただきますようお願い申し上げます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、高橋龍委員、中村吉宏委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が秋元委員に、高野委員が川畑委員に、鈴木委員が酒井隆行委員に、面野委員が高橋龍委員に、それぞれ交代いたしております。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

○（建設）雪対策課長

去る 3 月 3 日の予算特別委員会における公明党斉藤委員の質問の中で、当予算特別委員会の期間中に調査を行い、その結果を当委員会に報告するよう求められていました 2 点について御報告いたします。

初めに、1 点目の市内 7 ステーションの安全対策についてですが、3 月 6 日に地域総合除雪の七つのステーションの各業務主任と個別に面談し、排雪作業時の安全対策について、小樽市除雪業務委託等特記仕様書の遵守状況、小樽警察署からの道路使用許可の取得状況、交通誘導員の配置状況などについて聞き取りを行いました。

主な概要は次のとおりであります。

まず、排雪作業時における小樽市除雪業務等委託特記仕様書、業務実施計画書に記載している安全対策の遵守状況につきましては、各ステーションとも遵守しているとのことであります。

次に、小樽警察署から道路使用許可の取得状況につきましては、各ステーションとも作業開始から委託期間終了まで一括で取得しているとのことであります。

次に、歩行者や車両に対して排雪作業中であることを周知する方法につきましては、各ステーションとも排雪作業中であることを知らせるのぼりや看板で周知しているとのことであります。

次に、排雪作業時、交通誘導員の配置状況につきましては、配置人数はステーションによって異なりますが、3 人以上配置しているとのことであります。

次に、排雪作業時に安全対策の不備を警察等から指摘の有無につきましては、各ステーションとも排雪作業中に安全対策の不備を警察等から指摘されたことはないとのことであります。

次に、排雪作業時、歩行者や車両が作業機械の横を通行することになった際の対応につきましては、各ステーションとも歩行者や車両が作業機械の横を通行する際は、道路の安全を確認した上で作業を停止し、歩行者や車両を通行させているが、作業が停止できない場合は一時的に通行を待ってもらっている。また、一部のステーションでは、幅員が広い道路に限って、作業を継続したまま隣接の車線を通行させていることがあるとのことであります。

聞き取り結果は、以上であります。

また、この聞き取りの結果、一般的な安全管理体制はとられているものと考えておりますが、除雪対策本部の業務担当員が全ての排雪現場に立ち会えないことから、今回のヒアリングを通じて改めて安全対策の徹底を各ステーションの業務主任に伝えたところであります。

続きまして、2 点目の 2 月 9 日の住吉線における交通管理体制についてですが、ただいま報告しました安全対策

と同時に、第 6 ステーションの業務主任に改めて 2 月 9 日の住吉線における交通管理体制について確認した概要を御報告いたします。

まず、小樽駅側の車線で中央分離帯の雪山の頭落とし作業を午後 8 時 20 分ごろから開始し、このときの除雪機械の配置及び作業内容は、小樽駅側の車線にバックホー、タイヤドーザーを配置して、中央分離帯の雪山の頭落とし作業を行い、路面に落ちた雪を中央分離帯側に集積する作業を実施しました。このときの一般車両の通行については、作業を行っている小樽駅側の車線を通行どめにして、札幌側の車線を片側交互通行としました。その際、交通誘導員は片側交互通行の誘導を行うため、国道側と小樽市立病院側にそれぞれ 1 名、夜間急病センター横の住ノ江 5 丁目線の出入りの安全確保のため、住吉線との交差部に 1 名の計 3 名を配置しておりました。交通誘導員のほかにバックホーのオペレーターに、障害物や通行車両等を知らせるための作業員を配置していたとのことであります。

また、今回聞き取った中で、新たに作業途中の午後 9 時ごろに札幌側の車線にこぼれた雪の集積作業を行った時間帯があったとの話がありました。このときの除雪機械の配置及び作業内容は雪山の頭落としの際、札幌側の車線にこぼれた雪をタイヤドーザーで中央分離帯側に集積する作業を実施し、作業を行っていないバックホーは、小樽市立病院側の中央分離帯端部に停車させておりました。このときの一般車両の通行については、小樽駅側と札幌側の各 1 車線を使用し、車両両側通行を実施しておりました。そして、タイヤドーザーが作業をしている札幌側の車線を一般車両が通行する際は、通行に支障がないか確認し、タイヤドーザーを停止させた上で一般車両を通行させました。その際、交通誘導員は小樽駅側の車線を通行する一般車両を誘導するため、国道側に 1 名、札幌側の車線を通行する一般車両を誘導するため小樽市立病院側に 1 名、住ノ江 5 丁目線の出入りの安全確保のため住吉線との交差部に 1 名の計 3 名を配置していたとのことであります。

以上が業務主任に改めて確認した内容であります。

○委員長

付託案件を一括議題といたします。

これより、建設常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、自民党、公明党、共産党、民進党の順といたします。

自民党。

○中村（吉宏）委員

◎除排雪に関する苦情について

ことしの除排雪に関してですけれども、少し総括的なお話をしますが、私がお会いする市民の皆さんから伺うお話は、苦情ばかりなのです。排雪に入ってきてくれない、例年だったら今時期入ってくるのに何で入ってこないのだろう、もう道路がガタガタで車も傷みそうだ、こういう声がたくさん寄せられております。

また、排雪の要望なんかも我々は地域の方からお伺いして、随時雪対策課等にその相談を持っていくのですけれども、協議はこれから入りますとか協議中ですということ、随分時間もとられている、そういう状況が見受けられる中で、市長の公約ではきめ細やかな除排雪を行うということを 1 丁目 1 番地に掲げていらっしゃるということですが、これら私がお話をいただいた市民の声を受けて、ことしの状況を見て、市長はどのようにお考えなのか、まずその所感をお答えいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

ただいまの市民の皆様の声という件でございますが、市民の皆様からいただいている声、昨年度に比べて多く、最近の締めでございますと、3 月 7 日時点で 2,865 件、昨年度の同様の時期、3 月 9 日ですと 1,900 件ということで約 1,000 件多くなってございますが、過去 5 年、平成 23 年から 27 年の市民の声の合計を見ますと、27 年は少なかったのですけれども、そのほかの 4 年に比べたら件数的には少ないという形で、例年並みかというふうにご考えてお

要性だけで動いていくということによろしいのですか、認識は。

○（建設）雪対策課長

この間、市民の皆様から観光ということがございますけれども、雪あかりの路の時期でありますと、その前にやらないのですかというようお願い合わせもありましたし、今、状況が黒い雪があるという、それもそういうような状況でございますので、中心部の観光と除排雪の関係につきましては、来年度に向けてまた一つ検証していかなければいけない問題というふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

もう本当に黒い雪はごめんですから、この対応についても、今、積もっているこの黒い雪についても、しっかりと対応していただきたいと思います。

先ほど雪対策課長から苦情件数のお話がありました。昨年度と比べて 1,000 件以上多いと。積雪深や積雪量についてどうなのでしょう、昨年と比べて。

○（建設）雪対策課長

3月7日のデータで恐縮でございますが、積雪深に累計の降雪量、11月1日から3月7日までに降った降雪量の累計でございますけれども、今年度は451センチメートル、昨年度は455センチメートル、ほぼ同じぐらいの数値でございます。次に、積雪深でございますけれども、平成28年度が82センチメートル、27年度が64センチメートルということで、積雪深は27年度に比べ約20センチメートル近く高いような状況になっております。

○中村（吉宏）委員

積雪深のところ、20センチメートルぐらいというお話もありました。恐らくことしの天気で行きますと、1月の序盤に大きく降ったと思われれます。その時期に排雪要望の苦情が多かったと思いますけれども、排雪要望の苦情について、昨年とことしと比較した数値をお示してください。

○（建設）雪対策課長

3月7日時点の排雪要望についてお答えしたいと思います。今年度の3月7日時点で排雪要望というのが771件ございました。それと昨年の同時期ということでありまして、同じ日ではないのですが、3月9日時点、これで406件ございました。

○中村（吉宏）委員

そういう要望、積雪量に関してはそんなに大きな差はない。そういう中で、やはり必要なときにしっかり雪を持っていってくれ、そういう要望が市民の皆さんの本音の部分だと思うのです。これに対応できるかどうか逆を言うと、皆さんの仕事だと思うのですよ。ことしに関していえば、できていない、この評価を私はさせていただきたいと思います。

◎緑での排雪について

次に、ことしの除排雪なのですけれども、何カ所か疑義を生じるような場所がありました。まず、2月13日に排雪が入っていらっしゃるかと思えます。緑のいわゆるはしごという通りに関してですが、通常ずっとここ10年ぐらい夜間の排雪を行っていたということですが、なぜことしから昼間に切りかえたのか、お答えください。

○（建設）雪対策課長

緑の通称はしごという通りでございますけれども、ここにつきましては、昨年度夜間でやっていた一部の路線について昼間行うような形にしております。これにつきましては、夜、作業することによって、家がかかなり道路に張りついている、密集している地区でございますので、その方々の安眠妨害にならないようなというふうなことも考えまして、試行的ではございますが、実施いたしました。

○中村（吉宏）委員

一部昼間行ったという話は、昨年ですか。

○（建設）雪対策課長

緑の通称はしごのところなのですけれども、昨年夜間行って、ことし昼間作業行った路線もありますし、昨年夜間行って、ことしも夜間行っているという路線がありますので、昨年に比べ一部の路線で昼間に行ったという表現をさせていただきました。

○中村（吉宏）委員

では、昨年とことしで、それぞれ昼間にやった通りの本数と夜にやった通りの本数をお示ください。

○（建設）雪対策課長

この緑の通称はしごなのですけれども、通りが 16 本ありまして、夜に行ったのは 5 本でございます。

○委員長

ことしですか。

○（建設）雪対策課長

ことしでございます。残りは昼に行っております。

（「昨年」と呼ぶ者あり）

昨年は 11 路線について夜間作業を行いました。

○中村（吉宏）委員

昨年とことしで夜間に行くべき路線が丸々入れかわっているのですね、数字。先ほど民家が道路に近いと。夜ガタガタするというようなお話ありましたけれども、そういったことで夜間の作業をやめてくれというような苦情はありましたか。

○（建設）雪対策課長

市民の皆様の声といたしましては、夜間作業についてうるさいとかガタガタするというような趣旨の市民の声はいただいておりません。

○中村（吉宏）委員

ということは、雪対策課あるいは市役所が昼間の作業のほうがいと判断したということによろしいのですね。

○（建設）雪対策課長

今年度、昨年度の夜やっていた路線から昼に変えた路線につきましては、除雪対策本部でそのように考えたというところがございます。

○中村（吉宏）委員

その際に、住民の方、町会長が代表になると思いますけれども、住民の方には相談なり行ったのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

特に、夜、今までやっていた路線を昼に変えますということにつきましては、町会長等には説明等は行っておりません。

○中村（吉宏）委員

何でもそうですけれども、急激にこう制度ややり方を変更するということ、誰にも相談をしない、住民の方の声も聞かない。この緑の通称はしごに関して、昨年とことしでこの通りに限定した排雪の苦情件数の差、もしわかれば、お示しいただけますか。

○（建設）雪対策課長

フレキシブルで申しわけございませんが、2 月 21 日時点で、昨年度のこの緑の通称はしごと言われている路線に市民の皆様の声を、平成 27 年度、28 年度と比較しますと、今年度は 2 月 21 日の時点で 37 件でございます。昨年度につきましては 6 件でございます。

○中村（吉宏）委員

こう変えた結果、苦情がふえているのです。私もたくさん聞きますよ。日中やることによって、通学の時間帯にもかかると。その通学の時間帯にああいう排雪の作業なんかやっていて、子供たち不安ではないか、安全確保できないのではないかとか、こういう話がたくさん上がってくるわけですね。これ本当に業者とも詰めて、来年度に向けてはきちんとやり方を考え直していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

先ほど述べました市民の皆様の声の比較なのですけれども、これにつきましては、排雪作業後も含まれておりますが、排雪作業前の排雪要望というものも含まれております。いずれにいたしましても、今回、試行的に昼間に変えた路線がありますので、そここのところについてはきちんと検証しますし、業者の話というのも一定程度聞かなければいけないというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

排雪要望、確かにいつもの時期に入ってくれないという声もたくさんありました。それに加えて、こういうやり方の問題もやはりあると思うのです。業者などにお話を聞きますと、夜間入れれば、例えばこの 11 本の路線をやるのだったら、2 日ぐらいで終わってしまうと。だけれども、昼間やることによって、いろいろな通行の車両があったり、幾ら通行どめにしても限界がある。そして、どうやら小樽市からも、作業方法の内容まで何か変更するようという指示があったのですが、それについても、やはり時間がかかってしまうと。通常 2 日で終わるものが 5 日もかかってしまうのだと、そういう声もあるのですよ。業者にとっても負担ですし、費用の問題も出てくると思います。

こういった意味で、やり方としてやはりまずいのですよね。町会長も町内の方も、何で昼から夜になったのだろうねと。夜に一気にやってくれたほうがみんなきれいになっていいのにね。その順番も、こちらに入ったから、次こちらに入ってくれるのだろうなと、隣に入るのだろうなと思ったら、1 本飛んだ路線に入って、何でやってくれないのだと、こういう無駄な苦情を生んでいるのですよ。住民の方もかわいそうですよ、期待を持っているのに。排雪はそういうことをしっかり考えて進めてください。

この緑の通称はしごの件、まだあるのですけれども、別の問題を質問していきたいと思います。

◎最上線のバスの迂回運行について

ことし、市内線の中央バス最上線がルートを変更して運行したという状況ですけれども、これについて市では業者との協議の中で、年内にこういう危険があるということは話の中には出てきてないというお話でしたけれども、そのとおりでよろしいのですか。

○（建設）雪対策課長

今年度 1 月 5 日からの最上線のバスの迂回運行の件につきまして、その前年に緑第二大通り、ここの排雪をしなければいけないのではないかとというようなことを業者から言われたかということにつきましては、担当する係員から、係長、私、その上の次長まで話を確認した中で、そのような業者からの助言等はなかったと確認しております。

○中村（吉宏）委員

業者に恐らく除雪担当の次長が訪問されているのです、2 月の下旬ごろ。その中で業者、お話に出されているそうなのですよ。

それで、お伺いしますけれども、排雪に関する協議について、市役所の中では、業者とどういう段階を踏んで行われているのか、何か最初口頭でやって、何か書面でやってと、許可が書面で出るみたいな話を伺っていますけれども、どういう段階を踏んで、最後、排雪の許可を出すのか、お伝えください。

○（建設）雪対策課長

まず、排雪に至るまでの協議の主な例としましては、パトロール等を行ったり除雪作業を行って、これ以上除雪

作業が厳しく、排雪が必要になったというような形になりますと、そのように思ったほう、業者がそういうふうななり、状況だというような形で感じた場合、市の担当員とまず話を行います。

(「口頭ですね」と呼ぶ者あり)

ええ、口頭で。その中で市の担当員もそうですねとか、待てるのではないかというようなことがありまして、その中で排雪を進めましょうということになりますと、それを係長が集約いたします。その集約した状況をもって、今度、私と係長で、その現地を確認して必要性を確認します。その上で必要だということになりますと、除雪対策本部の本部長である副市長を入れた会議の中で、最終的にここをやりましょうとか、いや、ここは待ったほうがいいのではないかなどというような打ち合わせをして、それについて決まった路線、決まらなかった路線について書面で業者にお伝えするというような形になっております。

○中村(吉宏)委員

なので、その冒頭に口頭でのやりとりというところがあるのですけれども、そこでのヒアリングの仕方とかその時点で検討は行ったりということ、道路に1回パトロール出してからということですが、除雪業者が一番現場を見ていると思うのですよ。その声をしっかりと反映させるような仕組みというのは、ないのですか。

○(建設)雪対策課長

基本的に、除雪業者の皆様と市の担当員というのは、話し合いを持っていますし、市の担当員がパトロールに出た際には必ずとはいいませんけれども、ほぼ必ず業者にも顔を出して話をしていきますし、そのほかに電話やメール等でも打ち合わせ等行っておりますので、業者の皆様の考えというのは、ある程度こちらでも把握しているというふうに考えております。

○中村(吉宏)委員

業者、除雪担当の次長と一緒に協議している写真まで見せてくれました。その中で、排雪の必要な箇所というのを1カ所だけではないですけれども、何カ所もきちんと示しているということでした。だから、そういう話を拾っていないというところに、今回私は問題があるのではないのかなと感じました。今後において口頭でやりとりしたものもきちんと記録に残しておいてほしいと思うのですが、残ってはいるのですか、今。

○(建設)雪対策課長

最終的に係長が取りまとめて、それで私が確認するというにしているのですけれども、その前段の口頭でのやりとりということにつきましては、記録等は残っておりません。

○建設部安田次長

今のお話の協議というような形の中で、除雪担当の次長と会ったということだったので、私からお話をさせていただきます。

済みません、私の聞き漏れかもしれないですが、私が各ステーションを回ったというお話ですけれども、12月28日、29日に、除雪の方法として少しまずい点があるのではないかとということで、各ステーションにお話を聞きに行っています。そのときに、除雪の指導という形の中で話は進めたのですけれども、その中で排雪について、こちら辺のことはしたいということは三つのステーションを回りましたが、三つのステーションもそういう中では排雪をしたいのだという話は聞いております。ただ、排雪については協議事項でございますので、そういう部分の中では、改めて担当に協議をするようにという形で、いわゆる一般的なお話の中で排雪の、排雪の部分はことしから協議事項、紙でやりますという形を各業者にも言っていますので、その作業内容としての一般的な話として排雪はしたいという話では聞いておりましたが、その中での助言という形ではしてはいたけれども、それを正式に排雪の協議だとか、そういう部分の形としては、私としては受けとめていなかったというのが実態でございます。

○中村(吉宏)委員

今、何が問題かという、その業者から、年内にそういった排雪の要望であったりとか、要請であったりとか、

とったほうがいいですよと、そのようなお話が上がってきていないという答弁だったのですよね、ずっと一貫して。そこが問題なのです。言った言わないの世界になってしまうのです。最終的に年明けの市長の記者会見では、こちらからは排雪の指示を出しましたけれども、業者の手が回らないのでできませんというお話になってしまう。だから、事前にしっかり協議があって、段取りをしていればできるはずなのです。そういう協議だって、業者だって現場を見ているから上げてくるはずですよ。そういうものをきちんとキャッチして記録に残しておくとか、そういう作業はやっていただきたいと思います。あなた方の責任と、それから場合によっては、我々はこうやりましたという言い分にもなるわけですから、それをしっかりやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

正式な協議に上がる前の排雪の必要な箇所等の会話であったり、助言に対することにつきまして、全て記録するというのは難しいと思うのですが、どちらにいたしましても、排雪協議についての進め方ということ、もう少し広い意味で記録するということも含めまして、そこら辺については次年度に向けて今年度の検証をして、また改めるところは改めていきたいというふうに考えております。

○中村（吉宏）委員

◎市道住吉線の排雪について

しっかり改めていただきたいと思うのですが、この問題ばかりもあれなので、もう一つ、問題のあるところ、市道住吉線の排雪について伺いたいです。

2月9日、夜間の排雪作業中に市長がいらっしゃって、いろいろ確認をしたと、業者は違う見解を持っていますよ。業者からこの点、市長とのやりとりのところで聞き取った内容、お示しいただけますか。

○（建設）雪対策課長

これにつきましては、第6ステーションの業務主任から、その当時のことを聞き取っております。業者から聞き取った内容といたしましては、その当時、現場には業務主任がいまいませんでしたので、業務主任のところ作業を指揮している方から電話がかかってきたということでございます。その作業を指揮していた方は、業務主任に対して、市長が現場に来て、排雪する箇所とは違う箇所をやっているというようなことをおっしゃられまして、今やっている作業が一区切りついたら、作業を終えてもらえないかというようなことを言われたというようなことを電話で聞いたというふうに業務主任は言っております。それに対して、業務主任は、市長がそういうふうに作業をやめると言うのであれば、やめざるを得ないというようなことを返したというような形の趣旨の話を聞いております。

○中村（吉宏）委員

今、聞いていただいたとおりですけれども、市長は一貫して指示はしておりませんと、確認だけしたのですと、ここ何をやっているのですかと。あるいは危険な作業だと、それも含めて安全管理についての確認をしたと、そういうような答弁されていますけれども、今のお話を聞いて、どうですか、これは明らかに中止指示しているのはいですか。御答弁ください。

○（建設）雪対策課長

当時の市長でございますけれども、あくまでも作業について確認を求めたということでございまして、指示はしていないということでございます。

○中村（吉宏）委員

業者はこういう言い分なのです、中止をするようにということなので、中止をしたと。これについて、今、雪対策課長お話しされましたけれども、市長、どういう認識ですか。全然これまた事実が違うのであれば、答弁も違ってくると思いますが、市長の見解を伺いたいです。

○市長

このことについての答弁は何度も繰り返しておりますけれども、私自身は確認をとるように求めたのであって、

作業の中止は指示はしていません。

○中村（吉宏）委員

あくまでも指示はしていないと。不自然ですよ。何かやめろとも言われないのに、やめなければならないって、やめてしまうって。本当何か不自然だなという感がぬぐえないのですよね。この路線について聞きますけれども、危険な状況があった、危険な行為だった、そういうことを市長はおっしゃっていますが、ここ議会の場で、その危険を証明するものは何かあるのですか、危険な作業だったということ。

○委員長

どなたが答弁なさいますか。現場を見られた方。

○市長

これについても何度も答弁させていただいておりますけれども、私自身その場でそのように感じたということで、お話をさせていただいておりますので、恐縮ですが、その場における作業自体は、写真とか撮っておけばよかったのかもしれませんが、残念ながらそのようなことはしていませんので、証明と言われましても、私の言葉以外にはございません。

○中村（吉宏）委員

今お話しされました危険だと感じた。ただ、その危険な状況というのを事細かに説明されて危険な作業だったという旨もお話しされていますけれども、その点そういうことでよろしいのですよね。

○市長

ですから、何度もお話ししておりますけれども、その作業を見て、私自身が危険な作業だと感じたところでございます。

○中村（吉宏）委員

危険な作業だと感じた。それをこの議会という公の場で市の事業を負っている業者に、危険な作業だと私は感じたということで、非常に皆さんは、では、その業者、危険なことをやっていたのだと、そういう印象を与えると思いますけれども、この点いかがですか。

○市長

私はどのように思ったのかということをおっしゃったので、ですから、私はそれに伴って、答弁を行っただけでございます。

○中村（吉宏）委員

危険だということは一切証明はできないと。片や業者は危険な作業していませんと。きちんと交通整理も行ってましたと。雪が崩れた場面もあったけれども、適切に対応してましたと、こういうお話をされています。この業者の見解を受けて、市長はどのようにお考えになりますか。

（「石田議員も見てたんだから、石田議員に聞けばいいんでないのか」と呼ぶ者あり）

○委員長

お静かに願います。

○市長

私自身といたしましては、中村吉宏議員は業者の声が全て正しいかのような表現でお話しされておりますけれども、やはり先日もお話ししましたように、提出された資料と状況が異なる作業が行われたということ、私自身は先日の議会の中においても答弁をさせていただいているところでございます。これが実際にお話しされたことが、そのとおりに行われていたのであれば、最初に私自身が見せていただいたとおりに行われていたのであれば、それは御説明のとおりでしょうし、またそれは雪対策課もそのように説明を受けておりますから、それにおいては現場自体見ていなくても、そのとおりに安全だとこちらで認識できることもかもしれません。しかしながら、いただいた説

明と私自身が見たものが多少ずれた違いがあったりとかするとするならば、その声が本当に全て正しいのかどうかということを、今この時点で私自身ははっきりと正しいですということにはできないのかなというところがございます。

○中村（吉宏）委員

そうでしょう、業者が行っているのが正しい、私はどちらとも思えません。市長が言っていることが正しいとも業者が主張されていることが正しいとも思えません。ただし、一つ大きな問題があります。先ほど危険だという状況を証明できますかと言ったときに証明ができなかった。だけれども、業者が行っていることが、作業方法と自分が見たものが違うのだ、こういうことを公の場で主張されるということ、立場を考えてくださいと私は申し上げたいのです。いろいろな問題が出てくるのです、これ。総務部の方、済みませんけれども、刑法第 230 条第 1 項読み上げてください。

○（総務）総務課長

刑法第 230 条、条文を読ませていただきます。「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。」以上でよろしいでしょうか。

○中村（吉宏）委員

という規定があるわけなのです。公然と危険な作業だということを摘示しているわけですよ、議会の中で。議事録に残るのですよ。こういうことを発言してよろしいのかと、私は本当にその感覚を疑わざるを得ないですし、法律とかそういうものの認識、また御自分の立場の発言の重さというのを、毎回ですけれども、本当におわかりになっているのかどうか。もし、業者がこういうことで訴えられでもしたら、どうするのですか。

○市長

私は議員の皆さんからの質問に対して、適切に答弁をさせていただいているのです。ですから、聞かれているので答弁をしているのですよ。そして、証明できないというお話ではありますが、その現場に行った経過は、何度もお話ししているように、石田議員が実際にその現場を見られて、危険を感じて私にお話をいただいたところなのです。私一人だけがその場で見たわけではありませんので、ですから、石田議員にもその現場においてそういうふうに感じられたその事実もありますから、残念ながら、写真等そういう形における証明はできませんけれども、そういう作業に私自身は感じたということをお話しただけですから、それをもって名誉毀損というお話にはならない、私はそのように思います。

○中村（吉宏）委員

いずれにせよ、ごらんになったのは市長と石田議員、それから担当の業者の現場の監督の方だったり、あるいはその業者から雇われている警備員の方だって、現場を見ているよね。だけれども、一切危険だなんていうお話しにならないのですよ。証明ができないわけです。証明ができない中で、はっきり公然と、しっかりと一生懸命頑張っているであろう企業があたかも危険な作業を行っているとか、どういう感覚でそういうことが言えるのかなと思議でしょうがないのですよね。

（発言する者あり）

不思議でしょうがないです。

○委員長

静かにしてください。傍聴されている方、お静かにお願いいたします。

○中村（吉宏）委員

それで、そういう感覚、これ違法な可能性だって秘めているわけですよ。業者はしっかりとやっていました。だけれども、公然と危険な作業だと言われて、あそこの会社は危険だというイメージなんかつけられようものなら、これはもう会社の評判も下がりますよね。そういうことまでしっかりお考えになって発言されたのか、議員が聞いて

たら逆に何でも話すと、立場を考えて発言されているのかなというのは、非常にこの議会議論で私は疑義を持ってきました。そういう御自分の発言、ましてこの問題についてもですけれども、業者は危険な作業をやっていたなんて私は取り消してほしいと思う、根拠がないから。その点踏まえて、もう一度御答弁いただきたいと思います。取り消したほうが良いと思いますよ。

(発言する者あり)

○市長

何度ももう今までお話ししているから、繰り返すのもおかしな話かもしれませんが、何でも議員の質問に答えなくていいのだという、今までとはまた真逆なお話をいただいているような感じがありますけれども。

(発言する者あり)

あくまで、そのときの経過を議員の皆様からお話、質問をされて、それに基づいて答弁させていただいたのです、それが事実ですから。ですから、その経過をお話ししたことをもって、なぜそれを取り消したほうが良いとかというお話になるのがわかりません。事実を曲げろということになりかねませんから。ですから、私自身はお聞きになられたことに対して、私自身の経過説明も含めてお話しさせていただいたので、取り消す理由は全くない、このように感じております。

○委員長

傍聴人に申し上げます。私語がこちらまで聞こえております。御注意願います。

○中村（吉宏）委員

議員の質問にはきちんと答えてはいただきたいと思います。だけれども、言葉を選んでくださいというお話なのです。業者をあたかも危険な業者だという、そういう印象を与える。その結果、法律に相反することにもなるのだと。御自分はどう思われた、私はこう思ったから発言した。だけれども、その発言をするまでに、思ったことを表現する、その形を変えるまできちんと言葉はやはり選ぶべきだと思うのですよね。御自分が確認した作業方法どおりにやっていない。だけれども、それを証明するものがないのであれば、こういう公然の場では言うべきではないと思う。

ここをそのまま言っても、恐らく押し問答になるでしょうから、この点についてはもうやめます。業者がどう捉えるかはわかりません。ただ、業者の名誉というのもあるのです。業者はしっかり計画どおりに進めていたと。先ほど雪が崩れるシーンというのはありましたけれども、いろいろな作業を行う中での多少のイレギュラーというのは出てくるものです。だけれども、それを含めても安全管理していますし、契約上はそういった責任については、受託者側に責任あるわけですから、そういうことを踏まえて、現場に行っているいろいろな確認、恐らく私は市長がやるべき仕事ではないと思うのですよ、そういうことは。逆に言うと、雪対策課含めてそういう管理をする立場の人たちがしっかり行えばいいだけの仕事であると思うのです。

私、本当に業者からもいろいろな情報を聞き取りもしました。その点、市長、しっかりとここ認識してほしいのですけれども、業者の作業がとまったりとか、そういったことについていろいろな混乱を生じさせますので、見て回る分はいいと思うのですよ。現場に確認したりなど、そういう作業、一切接触をやめたほうが良いと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長

公共事業ですから、私たち委託している側にも当然責任があるのですよ。その受託者に対して責任を丸投げすることではありません。ですから、私たちにとっても、もし実際に現場で本当に危険な作業等を行われた場合に、我々現場に見に行くというのは、非常に重要なことではないですか。しかも、私、市政の責任者の代表、トップなのです。それをお話、連絡受けて、あとは現場を頼むわという話にはやはりならないのではないのでしょうか。当然私自身も身は一つしかありません。全ての作業において必ず 100%現場に出られるかどうかというのはわから

ないところもありますが、しかしながら、そのような連絡であったり、情報等が入った場合において、自分自身の目でも確認しなければならないことというのは多々あると思います。そのような私なりの責任の果たし方の中で、そんなのやめたほうがいいと言われましても、正直そのように現場、そういうお話が入ったときに行かない、放っておく、そのほうが私無責任ではないかなと思いますよ。ですから、今後においても、やはり私なりにしっかり…

(傍聴席より拍手)

○委員長

やめてください。

○市長

内容状況にももちろんいろいろよるかもしれませんが、私なりにはいろいろなお話がある中で、やはりしっかり見ていかなければならないということにおきましては、当然現場も行きますし、当然対話することも、その時々においてはあるというふうに思いますので、中村吉宏委員の御提言に対しては、くみすることはできないというところでございます。

○中村(吉宏)委員

あらあら御演説ありがとうございますね。ですけれども、あなたが本来行うべき仕事ではないのですよ。そういう情報をキャッチしたならば、あなたの後ろには雪対策に関する職員の皆さんがいるわけです。そういう人たちを信用して、その人たちにしっかりと指示を出すことこそが、組織のトップにあるあなたの仕事であると思います。もっとやらなければならないことはたくさんあるはず。現場も 100%見られないのであれば、逆に市民の皆さんや業者の方に対して、それは変な不公平感も生みますし、こういった混乱を生むのですよ、結局は。トップが具体的なところに出て行って、現場作業、一連の流れと違うことを行うというのは。私はこれが今回のいい例だと思います。なので、今後においては、今いろいろお話ありましたが、組織というものをしっかり意識して、各担当者との連絡を密にして仕事を進める、それがひいては市民のためになっていくと、そういうチームプレーをあなたがリードしてやっていくことが本来あなたの仕事なわけですよ。

(発言する者あり)

至るところに何でも自分が出なければならぬのだ、そういう認識があったら、それはおかしい話だと、何のための組織だと、私は思わざるを得ないし、仕事をする人間として、社会人として全くおかしい発想だと私は思います。

それを一つ言わせていただきます。

(発言する者あり)

○委員長

傍聴人の方に申し上げます。先ほどから何度も御注意しておりますが、同じ方がずっと私語を続けられております。これ以上続けておられますと、退場していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

○中村(吉宏)委員

同じく住吉線の件ですけれども、業者にいろいろなことを我々も伺ってきました。

その中で、市長、先ほど、中止の指示はしてないということでしたが、業者が市長からその箇所の中止の指示を受けていると言っています。そのほかに別路線を排雪してほしいという要望もあわせて受け取っているという証言があるのです。これについて伺いますけれども、この住吉線を中止したかしないか、もう一度。それから、そのときに、ほかの路線の排雪を業者に依頼した、あるいは指示した、こういう経緯はありますか、お答えください。

○市長

いろいろとお話しされていたようですけれども、私自身まず市長として組織としてもしっかり連携は行っており

ますから、全くそれをやらないで一人で行ったのではないかというお話は、それは中村吉宏委員の御指摘とは、私はずれていると思っております。私自身は組織としてもしっかり連携をして行っておりますので、あわせてお伝えをしておきます。

そして、その当日の話は、もう何回もお話ししておりますけれども、確認を求めたので、指示はしておりません。

○中村（吉宏）委員

ほかの路線を排雪してほしいという指示は行っていないのですね。

（「その日のその場でってことでしょ」と呼ぶ者あり）

○市長

行っておりません。

○中村（吉宏）委員

いろいろ現場の方とお話しされた中で、そういうほかの場所の確認、ほかの場所を急ぐべきなのではないかと、そのような確認は行われなかったのですか。

○市長

だから、何回もお話ししますが、そのようなお話しはしておりません。

○中村（吉宏）委員

なるほどですね。言った言わないの世界です、これも。なので、これも先ほど来申し上げているとおり、何ら証明をするものがない。だけれども、こういうそごが出ているというのはやはり問題なのだろうなど、混乱だと私は思います。

○酒井（隆行）委員

◎2月9日の住吉線の排雪作業中止について

2月9日の夜の排雪作業の件です。実際に、この住吉線、作業が行われていた時間帯、何時から何時までだったのか、実際に行われていた時間帯をお願いいたします。

○（建設）雪対策課長

除雪対策本部の人間が立ち会っていないものですから、あくまでも第6ステーションの業務主任から伺ったお話として答えさせていただきたいと思います。

午後8時20分に作業をして、住吉線の現場については午後10時ぐらいに終了したと聞いております。

○酒井（隆行）委員

それでは市長にお伺いいたしますが、石田議員から電話があったのは何時ぐらいでしょうか。

○市長

この点についても、この間、答弁させていただいたのですが、正確な時間ははっきりはわかりませんが、おおよそ午後8時30分前後だったのではないかなと記憶しているところでございます。

○酒井（隆行）委員

午後8時20分から作業が開始して、10分弱で石田議員から電話があったという、大体それぐらいということで確認しました。

それで、冒頭、雪対策課から現場の状況ということで説明がありました。21時ぐらいについてこの現場の状況について、もう一度説明していただけますか。

○（建設）雪対策課長

21時ごろのこの現場の作業状況でございますけれども、これも業務主任から聞いたお話をさせていただきますと思います。

作業で札幌側の車線に、その前は小樽駅側の車線で雪山の頭落とし作業をしていたのですが、札幌側の車線にこぼれた雪、そういうものがございましたので、その集積作業を行っていた時間があり、それが 21 時ぐらいと聞いております。このときの除雪機械の配置及び作業内容は、雪山の頭落としをしていた札幌側の車線でこぼれた雪をタイヤドーザー、札幌側車線ではタイヤドーザーで中央分離帯側に集積する作業を実施しておりました。作業を行っていないバックホーは小樽市立病院側の中央分離帯端部に停車させて作業は行っていませんでした。このときの一般車両の通行につきましては、小樽駅側と札幌側の各 1 車線を使用して両側通行を実施しておりました。そして、タイヤドーザーが作業をしている札幌側の車線、そこを一般車両が通行するということになった際には、通行に支障がないか、道路の路面、道路上を確認した上で、タイヤドーザーの作業を停止させて、その横を一般車両を通過させたと聞いております。このときの交通誘導員の体制といたしましては、小樽駅側の車線を通行する一般車両を誘導するため、国道側に 1 名、札幌側の車線を通行する一般車両を誘導するため小樽市立病院側に 1 名、それと夜間急病センターの横の道路、住ノ江 5 丁目線というのがあるのですが、そこから来る車の出入りの安全確保のため、住吉線との交差点に 1 名、計 3 名を配置していたということでございます。

○酒井（隆行）委員

それでは、今報告がありましたそのことに鑑みまして、20 時半の現場の状況と 21 時の現場の状況、これは明らかに違うという認識でよろしいでしょうか。

○（建設）雪対策課長

20 時 20 分ぐらいから始まった業者の話といたしまして、まず、主作業としては小樽駅側にタイヤドーザーであったり、バックホーを置いて、その小樽駅側の道路を通行どめにした上で、雪山の頭落としをして、その落ちたものを集積していたという形。そのときには小樽駅側は通行どめ、札幌側で片側交互通行をしていたということで、これが主作業でございます。21 時ぐらいの作業状況というのは、その主作業が終わった後での話で、雪山の頭落としをしないバックホーは停止していた。反対側に落ちていた雪を処理するためにタイヤドーザーが札幌側で作業していた。そういう時間帯があったということで、作業内容としては違うものでございます。

○酒井（隆行）委員

それでは、また市長にお伺いいたしますが、20 時半前後に石田議員から危険な作業をしているという通報があったということなのですが、この状況と 21 時ぐらいに市長が現場に行ったときの状況とは、明らかに違うと思うのですが、危険な作業という部分、20 時半に通報を受けたときと、それから 21 時に現場に行ったとき、この状況どう違うのか、説明願いますか。それとも全く同じような危険な状態が続いていたのでしょうか。

○市長

大変恐縮ですが、私、その業者側から説明のある主作業は見えておりません。実際にこれがこのように行われたかどうか確認ができておりません。あくまで後段で話されていた状況は私は目にしましたけれども、でも、そのときにも、それぞれの中央分離帯分かれて、私ユンボと言っていましたけれども、ここではバックホーと言っていますね。バックホーとタイヤドーザーとが中央分離帯を挟んで、それぞれで稼働をしておりましたので、先ほどの説明で言うそのユンボがとまっていたという状態ではなく、私が行ったときにはまだ動いていた状態だったということでございます。恐縮ですが、その前段の主作業と呼ばれているところは、私は見てはおりませんので、それについてはここで私からお話のしようもありません。

○酒井（隆行）委員

それでは、石田議員から電話があったその危険な作業、これはどのように伝えられたのでしょうか。

○市長

石田議員から連絡があったときには、そこまで具体的にどういう行動しているとかまでは聞いてはおりませんから、どういう作業をしていたのかということをも具体的に電話で聞いたのかということ、そこまでの内容は聞いてはい

ない状態で、私は電話を受けたというところでございます。

○酒井（隆行）委員

それでは、市長が現場に行かれて、作業方法やそれから安全対策について尋ねたという答弁をいただきました。これ、尋ねて、どのような説明を受けたのでしょうか。

○市長

言葉尻がいろいろあるかもしれませんが、その辺のずれはあるかもしれませんが、私自身がまずその場所における作業が何なのかということで、確認をしているところでございます。説明を受けたのは、市で協議した排雪作業ですというお話から受けたところでございます。その後、この作業は何なのかというお話を聞いたところ、雪山の上の部分の雪を落とす排雪作業なのですというような形でお話を受けたところでございます。

○酒井（隆行）委員

作業方法については、今答弁されたとおりでと思うのですが、安全対策についてはどうでしょうか。

○市長

私自身は、その場において来られた監督員の方に、安全対策のことに細かいところまで確認をしたわけではないですけれども、でも、この作業自体において、私自身危険性を感じたので、この作業においてどう対応するのかということは聞きはしましたが、具体的な答えはその場においては出てこなかったというふうに記憶しているところでございます。

○酒井（隆行）委員

安全対策についてお尋ねしたのですよね。それで現場から具体的に示されなかったということですか。

○市長

具体的にはお話はそのようなことでは受けておりませんので、そのときにおいては、先ほど来からお話ししているように、主作業ではありませんから、主作業であれば、例えばバリケードを張っていますよとかという状況だったというふうには思いますけれども、何もない状態だったので、結果的にそのときにほとんどお話なかったと思いますが、誘導員の、車を通すときに作業をとめて、そのときに通しますよぐらいのお話はたしかあったような気はしますが、そんな具体的なお話は安全対策について御説明は結果的にしていただけなかったというふうに思っております。

○酒井（隆行）委員

市長が現場に行きました。これは作業方法や安全対策について尋ねるために行ったというふうに、私は認識しております。

（「うん」と呼ぶ者あり）

なのに、説明が余りなかったというその状況で、市長は納得されたのでしょうか。

○市長

私も現場における作業、私は前にもお話ししましたが、排雪作業は基本的にロータリ車を使ってダンプを用意し、雪を詰め込む作業、さらにはそれに伴い、夜間であれば、グレーダー等使うかもしれませんが、いわゆるバックホー、ユンボを使った作業は正直私初めて見たのです、その排雪作業の中で。その中で、具体的に安全対策の中で何が必要なのかとかというところまで、私自身ははっきりわからないですから、結果的にその方が説明している範囲の内容をある意味うのみにせざるを得ない。それで安全対策、万全なのですよと言われれば、そういうものかなというふうに、やはりその現場では思いましたよ。ただ、やはり私自身その心配がありましたから、現場に訪れましたし、その確認だけはしっかりしなければいけないということもあって、お話をしました。ですから、納得できたできないというところまで、私自身にその知識的なもの、ノウハウ的なものを残念ながら持ち得てなかったのも、今思えば、もっと安全対策すべきだったのではないかなとも思うこともありますが、その場においてはそ

こまで踏み込んでお話をしたわけではございません。

○酒井（隆行）委員

わからなければ、だからこそ、きちんと聞く必要があると私は思います。知識がないとか、そういうことではなくて、知識がないのであれば、だからこそきちんと安全対策についてお伺いをする、これが必要だったのかなと思いますし、そもそもその危険な作業という部分については、また改めて総括の日に質問させていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

公明党に移します。

○秋元委員

◎ 2 月 28 日と 3 月 3 日の答弁の整合性について

初めに、質問に入る前に理事会でも話題になりましたが、まず 2 月 28 日の私の代表質問と 3 月 3 日予算特別委員会における我が党の斉藤陽一良委員に対する答弁に明らかな違いがありまして、一つは、私には危険な行為の確認をしたと、2 月 9 日現場で。また、その状況はいつまで待っても車が通れない状況だったと、誘導員はいたけれども、非常に危険を感じたということなのですね。ただ、3 月 3 日斉藤委員に対する答弁では、危険な行為についての話は、作業員にはしていませんということであって、また少し待ったら通れたので、小樽市立病院の駐車場に車をとめたというお話でしたが、全く答弁が違うので、これどちらが正しくてどちらがうそなのか、まずそれはつきりさせてから質問に入りたいと思います。

○市長

今、御指摘のあった 2 点ですけれども、私は何もうそもついておりませんし、お聞きになられたことに対しての答弁そのままのおりでございます。

まず、どこからいけばよろしいですか。

○委員長

2 月 9 日。

○市長

道路の通行、いつまでたっても通行できないよというお話を秋元議員のときに私は答弁したと。斉藤委員の質問において、とめられていて少したってからそこを通過してという表現。どちらも私の中では正しくて、やはりとまっている時間が、車において渋滞ではありませんけれども、なかなか動かないときというのは、いつまでたっても動かないという思いになるのは普通だと思います。つまりは、なかなか動かない状態のことについて、秋元議員のときに答弁をさせていただき、斉藤委員にはとめられていたその時間について長い時間かどうかということまで言っていないんですが、しばらくとめられていたけれども、その後動いたので、少したってから、そこを通過したということなので、何の矛盾もないと私自身は思っているところでございます。

もう一点、斉藤委員への答弁でその作業員に対してという御質問だったと思いますけれども、私その作業員に対して、この場所は危険だと言ったわけではありませんというお話をしたのです。秋元議員への答弁におきましては、私自身が危険だと感じているので、その作業についてどういう作業なのという確認をしましたということで、答弁をしているので、それについても何ら矛盾はないと私は思っております。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員。

○秋元委員

今、市長お話しされましたけれども、答弁書もここにあって、理事会でも確認させてもらいましたし、私たちの会派でも確認しましたけれども、全く理解できないですし、市長が言っているような同じ意味ではないということです。ですので、まずしっかり文書、市長、持っていますか、両方。これまず両方の文書に照らし合わせて、これ間違いないのか、もう一回確認してください。私危険な行為の確認をしたと、ここに、私に対する市長の言葉ここにあるのですよ。だから、それを確認してください。文章でどこどこがどういうふう整合性があるのか、私は整合性がないと言っているのですから、それまず確認してください。

○市長

質問者それぞれにおける……

(「議事進行だよ、委員長」と呼ぶ者あり)

質問でなかったのだ。

○委員長

済みません。それで、今、秋元委員からお話がありました。2月9日の秋元委員に対する答弁、そして3月3日の斉藤議員に対する答弁、どちらも危険と感じたという部分と危険がないという、180度違うのではないかという御指摘でありますけれども、整合性についてお答えをいただきたい。同じものだ、何ら……

(「答弁していいですか」と呼ぶ者あり)

はい、どうぞ。

○市長

何度も同じことを繰り返すことになりましてけれども、秋元議員のこれ再質問に対しての答弁ですかね。

(「議事進行だよ」と呼ぶ者あり)

よろしいですか。

○委員長

どうぞ。整合性について御説明願います。

○市長

ですから、改めて説明いたしますけれども、秋元議員からの質問においての答弁、議員それぞれにおける視点とか聞き方とかにもあると思いますので、それに合わせて私は答弁させていただいている、そういう努力をさせてもらっているところですが、ですから、秋元議員の質問に対しては、私自身がそういうふう感じたというお話に基づいて、その危険な行為と感じたものをどういう作業なのかということを確認させていただいたという意味合いでございます。

(「全然理解できない」と呼ぶ者あり)

なぜ理解できないかわからないですけれども、私はそして斉藤委員に対して聞かれたときに、私はその場において、その作業についての確認はしましたよ。でも、その作業が危険なのだとは言ってはいませんといったところで答弁させていただいたところでございます。それが1点。

もう一つの、いわゆる車でとまっている時間のニュアンス、表現のことを多分もう一つはおっしゃっているのだと思うのですが、実際これも既に答弁させてもらっていますが、国道から左折をしたところで、私の前にも車が何台かとまっていたけれども、とまっている状態でした。それが恐縮ですが、何秒なのか何分なのかまでは表現できませんけれども、しばらくの間とまった状態だったということでございます。ですから、それを秋元

議員のときには、いつまでたっても通行できないという状況という表現をし、斉藤委員から質問されたときには、とめられていて少し時間がたってから、そこを通過したというふうにお話をしただけですので、そこにおいても時間的ニュアンスとしての受けとめ方はいろいろあるかもしれませんが、私からの答弁としての矛盾はないと思います。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

秋元委員。

○秋元委員

こんな聞く人によって、とり方が変わるような答弁許していいのですか、委員長。いつまでたっても通れなかったというのと、少し待っていたら通れたというのと違いますし、私は整合性を確認してくださいと言ったので、皆さんも多分手元に文書も何もないので、判断のしようもないと思いますから、しっかりそれ用意して、私に対する答弁と斉藤委員員に対する答弁、しっかり整合性を持って答弁してください。

○委員長

市長、いかがですか、秋元委員は……

(「いかがじゃなくて」と呼ぶ者あり)

(「議事進行だから、委員長の裁きが」と呼ぶ者あり)

(「委員長、答弁していいですか」と呼ぶ者あり)

(「委員長に裁いてくださいと言っているんですから」と呼ぶ者あり)

再度答弁があるのであれば。

(「言っているなら言いますけど」と呼ぶ者あり)

(「やりとりしても決着つかないじゃないですか、手元にないんですよ、だって何も」と呼ぶ者あり)

市長にお尋ねいたしますが、今、秋元委員がおっしゃっている部分の議事録とか含めて、同じものを見てやりとりをしなければならぬと思います、少なくとも認識を一致するためには。だから、その辺どうですか、資料一致しているのですか。

○市長

私は一致していると思います。

○委員長

斉藤委員にも。どういう資料……

(「そういうことじゃなくて」と呼ぶ者あり)

いいから、ちょっと私の。

(「ちゃんと理事の皆さんも手に持てるようにしてくださいって言うこと言っているんです。すぐ用意できますから。そんな答える議員によってニュアンス違うみたいな、そんなばかな話ないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「質問の中で聞けばいい。もっと具体的に聞けばいいじゃないですか、別に」と呼ぶ者あり)

(3分経過)

(「進まないなら、来年の雪降ってくるぞ」と呼ぶ者あり)

(笑い声)

秋元委員に申し上げます。ペーパーの関係よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

そうしたら、それを出していただくということで。

総務部にお伝えをいたします。その問題の議事録の部分、こちらでも出しますので、それをもって統一見解を出していただきたいのでありますけれども、いかがですか。

○(総務)総務課長

こちらが持っていますペーパーをお出しすることは構わないのですが、統一見解というお話でございましたが、今、市長が申し上げたとおりの見解しか私どもは持ち合わせておりませんので、そのあたりをよろしく願いたいと存じます。

○委員長

であるならば、ただいまの市長答弁にかかわるペーパー、各委員に配付願います。

○(総務)総務課長

ただいま用意して持ってまいります。

○委員長

大分かかりますかね。

(「あるんでしょう、だから。あるでしょう」と呼ぶ者あり)

(「何部、用意して」と呼ぶ者あり)

5枚というのか、5部というのか。

かかるようであれば一旦休憩します。

(「時間いただきたいと答弁しなければいけない」と呼ぶ者あり)

○(総務)総務課長

少々お時間いただきたいと思います。

○委員長

わかりました。では、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 3 時 26 分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○秋元委員

それでは、ペーパーを用意していただきましたので、確認させていただきたいのですが、今、理事会でも話しましたけれども、問題の根本は市長が、以前からそうですけれども、主語をしっかりと話さないからこういう誤解されるようなことになるのですよ。しっかりと主語をつけ加えて、以前のように次の日になったらここに主語をつけ加えてくださいみたいなことないように正確に答弁していただきたいと思うのですが、まず、今、市長も手元にあると思うのですが、私の道路の通行についての質問の中で、市長は自分自身も危険だというふうに感じた。来られた方に対して、確認をした。これ危険だと思って来た方、現場の管理者に、これ何を確認したのですか。自分自身が危険だと感じて何を確認したのですか。

○市長

これについては、今までも何度も答弁させていただいておりますけれども、住吉線の件ですよね。だから、私が現地へ赴きまして、作業を指揮していた方に作業方法や安全対策について尋ねたと、それを確認させていただいたというところでございます。

○秋元委員

もう少し具体的に、危険を感じて何を聞いたのですかということですから、作業の中身もそうなのでしょうけれども、どういうことについて確認したのですか。

○市長

これは、先ほどの酒井隆行委員のときにも答弁させてもらっているのですけれども、まずそこにおける作業が何の作業なのかがわかってなかったのですから、まずその作業を何なのかということを確認させてもらったのです。先ほども答弁しましたが、説明を市と協議をした排雪作業なのだというお話でしたので、その排雪作業を私は聞いていませんでしたから、その排雪作業は何なのだということで改めて確認を求めたということで、先ほども答弁したとおりでございます。

○秋元委員

だから、市長が危険だと思って確認しているのに、危険のことというのは確認していないのですね。これ、もう一回確認させてください。

○市長

ですから、何度もお話ししていますけれども、私自身は、それは危険な行為だと感じたのですけれども、私はその作業員に対して、これは危険だろうとは言ってはいないのです。私はあくまでも感じたので、この作業は何かということを確認しなければいけないと思ったので、確認をしたと答弁させていただいております。

○秋元委員

普通で考えれば、危険だと感じたら危険だということ指摘してもいいのではないですか。契約書の中でもそういうふうになっていますよ。緊急のときには指摘できるのですよ。それやらないから、わけのわからないおかしな話になってくるのです。3 ページ目、これ確認します。これは危険な行為の確認、四角で囲んであるところですね。市長自身が私の再質問か再々質問で危険な行為の確認、作業工程についての話をなぜここでそういう作業をしているのですかとお聞きしたと。誰に確認したのですか、これは、お聞きしたのですか。

(発言する者あり)

○委員長

傍聴されている皆様をお願いいたします。恐らく特定の方かと存じますけれども、私語はしてはいけないことになっておりますので、御理解のほどお願いいたします。

(「俺はしゃべってねえぞ」と呼ぶ者あり)

○市長

ですから、これも同じです。その現場で指揮されていた方に、私自身が危険だと感じたその行為における確認をさせていただいたところでございます。

○秋元委員

危険だという言葉は出してないのですよね、そうですね。

○市長

ですから、それも斉藤委員のときにも答弁しましたけれども、それが危険だということとその場で言葉として表現はしておりません。

○秋元委員

わかりました。先ほど来から聞いていますけれども、やはりわからないのは、どうして市長は、いつも市政の責任者だと言っているのに、そこで危険な作業だと自分自身が感じて、そこで何も危険について指摘しないのかなというのは非常に不思議でならないですね。

私は代表質問でも質問させていただいた、そのきっかけというのは、市長がやった行為というのは、法律に基づ

いて偽装請負だったり、小樽市と業者が結んでいる業務委託契約に反するいわゆる契約不履行に当たるのではないかとということで質問をしているのです。だから、もう少し正確な答弁してくださいよ。法律にかかわる部分ですから、何かその危険だ、危険でなかったということで、市長は何か簡単に考えられているのかなと思うのですが、先ほど来、自民党も指摘していたとおり、これ事業者にとっては大変なことなので、しっかり正確な答弁をお願いしたいと思います。

それで、まず危険な作業を行っていたようだと言ったと石田議員から連絡があって、何で除雪対策本部に連絡をしないで、市長自身が行かなければならなかったのですか。その理由は何なのですか。

○市長

やはり危険な行為、危険な作業のようだというお話を聞いた中で、やはりまず自分自身が確認しに行くべきという、そのときの私なりの考え、判断だったというところでございます。まずは、そのように考えていたところでございます。

○秋元委員

市長は契約書の中身を見ていると思いますけれども、当然、問題があったら、誰が担当することになっているのですか。

○委員長

雪対策課長。

(「市長に聞いているんだよ。契約書のことを聞いているんだからさ、市長に聞いてるんだよ」と呼ぶ者あり)

○(建設) 雪対策課長

業務の窓口といたしましては、市側は業務担当員、業者側につきましては、業務主任ということでございます。

○秋元委員

だから、通常のことをやっていないから、何か特別なことがあったのではないですかということなのですよ。それで、今回、石田議員から連絡があって対応されたということですが、一部の市民の方も何かパトロールされているというような話しされていましたが、これなぜ特定の人だけなのですかね。もしそういう情報を得たいのであれば、市長の携帯電話を全議員に知らせるとか、全市民に公表するとか、そういう方法は考えないのですか。例えばですよ。

○市長

恐縮ですが、私の携帯番号一般的に広げるといことは、少々無理があるお話かなとは思いますが、しかしながら、秋元委員はパトロールに参加していただけるということになるのであれば、それはその連絡先としてお伝えし、ぜひお教えいただければありがたいと思うところでございます。

○秋元委員

私は実際そんなもの、全市民に公表するとか議員に公表するというのではなくて、市長が除排雪をよくしたいというのであれば、もっと効率よく情報を得られるような方法というのは考えられませんか。

○市長

それはより効率的な方法をこれから庁内も含めて担当職員、除雪対策本部長である副市長ももちろんそうですけれども、来年度に向けて、そういう方法を具体化できたらいいかなというふうには思っているところでございます。

○秋元委員

1点提案しておきますけれども、千葉市や相模原市で導入している I C Tを活用したインフラ管理、こういうやり方もありますから、一部の市長の携帯電話を知っている方だけの情報を、市長が聞いて現場に行くなんていうことではなくて、もっと市民に協力を呼びかけてやるべきなのではないですか。この辺はどうですか。

○市長

それこそ市民の皆様にも協力を求めて取り組むというの、これからの課題として考えていきたいなど思っているところでございます。

先ほど中村吉宏委員からもお話しありましたけれども、やはり委員の皆様も市民の皆様から声があったときに、やはり雪対策課にその情報を提供して、こういう状況なのだよということをお知らせしてくれているわけではないですか。ですから、そのような環境づくりを私自身としてもやはり行っていくことは大事だと思っているので、その一部という表現がどうにも引っかかるところでございますけれども、やはり議員の皆様もその声というのは全 12 万人からの声として連絡を受けているわけではないと思いますので、ですから、今後において、市民の皆様とそういう情報を共有できる環境づくりを、それこそ委員の皆様からいろいろ御提案いただきながら形にしていく、これは重要なのではないかなと私自身は思っているところでございます。

○秋元委員

そういうことではなくて、今は一部の方の情報を得て、現場に行って市長が行動したことが問題になっているのです。そこが問題なのです。だから、こういう話になっているのです。だから、もっと前向きとかそういう話ではなくて、すぐにでも取り組める部分なのではないですか。市民の要望を聞くようなことを、実際やっているところもあるのですから、インフラ管理として。だから、これすぐ考えるべきだと思いますけれども、どうですか。もう一回、答弁してください。

○市長

ですから、先ほど前向きにそのことについて取り組んでいきたいとお話をさせていただいたと思っているところでございます。

今回の件においては、これは 2 月 9 日の件をお話しされていると思うのですがけれども、私は石田議員から連絡を受けて危険な作業が行われているようだというお話だから、私行っているのです。ですから、今お話を提案というのは、雪の状況とかを確認するパトロールについてのお話だと思っております。ですから、最初にいただいている問題提起の話と、今、後段でお話しされているそのパトロールのお話というのは、私の中では直結していないように感じているところでございます。後半の今御提案いただいている話は、おっしゃるようにやはりパトロールを全体として行っていくということにおいては、私は今お話しさせていただいたように、来年度に向けてすぐにでもできることではないかというお話ですから、私自身もそういう感覚も持っていますから、導入に向けて検討したいというふうにお話をさせてもらっておりますが、それから私が一人でそこに行ったことに対して、独断で、それがそういうお話だというふうに指摘されることに、私自身はそれは直結はしていないと思っておりますので、後段の話においてはしっかり考えていきたいなど思っているところでございます。

○秋元委員

言ってもわからないのしょうからいいですけども、市長が、当時、現場で 2 月 9 日、私の答弁の中で、非常に自分自身が危険だと感じたということで、具体的に先ほど自民党の話の中でもありましたが、何度も同じ質問して申しわけないですけども、具体的にこれ何を危険だと感じたのですか。市長、先ほど、ユンボを使って作業することを危険だと言っていましたけれども、そういうことですね。そういう作業をするということを知らなかったのですよね。でも、それは通常そこで行われている作業なのです。それ知らなかったのは市長なのですよね。そういうことではないですか。そこ、どうですか、確認させてください。

○市長

これは私自身が現場において、あくまで私自身が感じたところですけども、何度もこれも答弁させてもらっていますが、ユンボで雪山の上から雪を落としている作業をしていたのです、道路に。その脇を車が通行している状態だったので、それを私が見て、それは少し危険な状況ではないかなという石田議員からの御連絡に合致している

なと感じたので、そのようにお話をさせていただいたところでございます。

○秋元委員

作業している機械の横を誘導員がいたのに、そこを通らせていたということなのですね。それで、危険を感じたということなのですか。もう一度、どうですか。

○市長

おっしゃるとおりで、道路でその中央分離帯の雪を落としている作業をユンボがやっていて、誘導員がその脇を車を通していたと。その時々においてユンボがとまったりとまらなかつたり、それを誘導員が多分確認されながらやっていると思いますけれども、実際にぴたっととまっているときに必ずしも通っていたかという、私自身は動いていたというふうに思っていたので、作業そのものにおいては少し怖い、不安、時に何かしらの雪の塊とかが下にある状況の中で車を通していたので、危険と私なりに感じたところでございます。

○秋元委員

そこで、危険な作業をやっていたと感じたと。作業の確認をしたのですよね、そこで。それで、答弁では、結構長い時間その場所にいたのだと。ただ、なかなか現場管理者がステーションなりに直接的な確認ができていなかったと。市長はその場において、すぐに確認できる状況ではないと判断したということなのですね。それで、かなりの時間を待たされたけれども、かなり夜も更けてきたと。そのような状況の中で危険な作業が行われていないというふうに思ったので、その場を去ったと。次の日に、市の担当者から報告を受けたと、そういうことなのですかけれども、仮に危険な作業を行っていたと、市長が感じたように、危険な作業をしていたというときに、危険な作業とは言っていないということですが、作業について確認したと、確認を求めたと。ところが、なかなか返事が返ってこなかったのだと。それでなぜ安全だと判断してその場を離れたのですか。この辺、どうですか。

○市長

私自身はその場において、その作業においての内容については確認をさせていただいたところでございます。その業者側の受けとめ方がどうあったのかというのは、先ほどの御質問の中でそうだったのだなということを改めて感じたところですが、いわゆるそれに伴って、いろいろと私とお会いした方がどなたなのかわかりませんが、何かしらのやりとりをされていく中で、その現場における現状をいろいろと鑑みていただいているのではないのかなというのは、何となくそのやりとりを見ていて、感じたところでございますから、結果的にその場においてその方にはっきりとした答えまでは来てなかったように思いますけれども、そのことをしっかり鑑みていただいているのではないかなというふうに思っておりましたし、今、夜も更けてと言っておりましたけれども、何分かわからないですけれども、20 分ないし 30 分近くいたと思いますが、その中において、私なりにその場においてのひどい作業とかということもされないのではないかなと思ったので、最終的にその場を離れたというところでございます。

○秋元委員

それで、なぜその確認をしなかったのかという話なのです。確認を求めて、その返事が来てないのですよ。それで、なぜその非常に自分自身も身の危険を感じるような作業をしている、それも含めて作業の内容を確認したと。その聞かれた作業員の方が現場責任者の方がいろいろなところに確認をしていたと。ところが、返事がまだ来ないと。市長が確認したのに返事が返って来ないと。それなのに、どうしてその現場の状況を見て、安全だと判断できるのかというのが非常に不思議なのです。もしかしたら、市長が帰った後に同じことをされていたかもしれないですね。これなぜそういう確認をされなかったのですか。なぜその主観的なことで、そう感じたとかではなくて、なぜ確認しなくても大丈夫だと思われたのですか。

○市長

先ほど秋元委員自身からお話しされていましたが、私自身もう極寒のさなかで、本当は最後まで見届けなかったですよ。でも、やはりそのやりとりにおいて、きちんとした状況等がいつまでたっても確認できない中で、

いたし方なくその場を離れるということはあるのではないですか。ですから、私はそのときには結果的にそういう判断をして、その現場を離れたというところでございます。

○秋元委員

それは結果的に。市民の安全にかかわることですよ。万が一、本当に危険な作業をされていて、市長はそれ、作業の工程を確認した。ところが返事が返ってこない。市長は途中でその場を去ったと。その後、もし同じ作業をされて、市民に対して事故やそういうことがあったらと考えなかったのですか。市政の責任者ですよ。そういう考えには至らないのですか。普通は、普通の社会では、そういうことあり得ないですよ。やはりそういう判断にはならなかったということなのですね。

○市長

何か当初はそこに行くべきではないというようなお話をされていたような感じがしているのですが、いわゆる、だから私は行って、その場を確認したということは是というお話に、今度御質問が切りかわられたということかなと思いますけれども、確かにそういうふうに御指摘されれば、もう完全にとまるまで何時間たってでもいるべきだったのかもしれませんが、でも、私なりに、やはりそういう危険だという作業の話聞いて、現場に駆けつけた。私なりの精いっぱい責任を果たしているというふうには思っておりますが、最終的にその場において、それこそ今指示ではないか、偽装請負ではないかみたいな御指摘もされていましたが、私自身がその場においてそこまでやるべき行為ではないというのは、私なりにやはり感じて、やはり業者の方に対しても配慮しながらお話をしなければいけないと思っておりましたから、ですから、私は確認を求めた。その範囲にとどめましたけれども、その権限があるのだたらとめるべきだっただろうという御指摘かもしれませんが、私としてはそのような乱暴なことではなくて、状況の確認にとどめ、今後、職員にその状況が何だったかということきちん把握してから、その対応をすべきだと私なりにその場においては冷静に判断し、そういう対応をとったというところでございます。

○秋元委員

私は市長がそこに行ったことがいいなんていう話はしていませんよ。仮に危険な作業をしていたという話をしているのですよ。その場合には、こうですよねという話をしているのです。私はそもそも市長がみずから現場に行って、そこで確認をするなんていうことはだめだと思っております、緊急な状況ではないのですから。通常だったのですか。では、異常な状態でしたか。緊急性があったのですか。そこ確認させてください。

○市長

普通、議員から、何か危険な作業されているようだというのは、通常ではないと思いますよ。ですから、私自身現場に行ったのですから、通常とは思ってはおりません。ですから、その危険な作業をされているようだということにおいて、私自身がそれを私なりに心配をしてというか、どういう状況なのかということを確認がしたいからこそ、その場に出向いたのですから、ですから通常とはやはり少し違う、私はそのように思っているところです。

○秋元委員

だから、契約書で言うと、通常でなければ市長でもできることがあるのですよ。緊急を要する場合には、いろいろな指示が市長もできるようなこともあるのですよ。でも、通常ではないといって行っておきながら、中身が全然何の問題なかったのではないのという話ですよ。だから、こういう話になっているのですよ。それを何か市長が結果的に緊急性もないのにそこに行って確認し、そして、作業中止せざるを得なかった。そういうことになっているのではないですか、事実として。結果として。結果としてですよ。

それでは、仮に雪対策課長が市長と同じ行動をした場合、どうしますか、これ。例えば私たちからも雪対策課長に電話することありますよ。ここが危ないのではないか、ここをもっと早く排雪してほしいという連絡しますよ。そのときに、雪対策課長が現場に行く。例えば私が危険な作業をしているので見てくれと言って見ました。雪対策

課長も危険だと思ったのですよ。課長自身も非常に危険だと思ったのですね。ところが、責任者の方にどういう作業をしているのかと聞いて、回答が返ってこないで、大丈夫だと思って帰ってしまったのですよ。これ通常の作業の中で、こういうことあり得ますか、許されるのですか、どうですか。

○市長

恐縮ですけれども、仮定の話をして、私は正直今何とも答えようがないです。実際に、課長自身はその場に同席をしてどういう行動をとられるのか想像もつきませんし、たとえ私と同じ行動をとったとしても、現地に赴いてその状況を確認されることそのものは職責として果たしているのしょうから、別にそれをもっていいとか悪いとかというふうに私自身が判断することはないと思います。

○秋元委員

そんな組織ないのですよ、市長。責任を持って、みんな仕事しているのですよ、職員の方も。自分の職責を果たそうとしているのですよ。危険があるという通報を受けて、課長が行って、自分も危険だと思ったのに、何の確認もしないで帰ってきました。それで、例えば今回みたく、指示したのか指示してないのか、何か問題があったのではないかとなったときに、課長がこういう対応でも問題ないと思いますか、市長。それで、組織は成り立ちますか。これ全部小樽市役所の中でも同じことですよ。例えば介護保険課の仕事にしてもそうでしょう。責任を持って皆さん仕事しているのに、最終的な確認も何もしないで戻ってきて、私はそう思ったからいいのですと許されるのですか、こういうの。どうですか。

○市長

そのように今仮定の話をして、私何とも言いようがないです。その場に行って、課長自身がどう判断されるかにもよると思いますし、そのときに、そのような行動をとられるかどうか、それについても、それこそ私からの指示によって動いているわけでもないでしょうから、自身がどう判断されるかというのは、詳しい具体的などころまで私自身が問えるという状況ではないと思います。

しかしながら、課長自身がその現場に行ったら、課長なりの責務のもとで何かしらの判断をされるだろうというふうに思いますので、その結果、私と同じ行動をとったとしても、それをもってその課長の行動がおかしいということにはならない、そのように思っております。

○秋元委員

副市長、どうですか。いろいろな組織にかかわってこられましたけれども、副市長、こういう組織は今までありますか、どうですか。

○副市長

ただいまの秋元委員の質問ですけれども、一般論の話と、今回みたいに限定された状況での話は違うと思います。一般論での話と、例えば、今回、市長がああいう限定的な状況の中で行って、本人が感じたことに対してとった行動というのを、一般論として除雪対策本部長として、どうだと言われても、それは市長がそのとき必要ということととった行動だと思いますので、私にすれば、市長としてはさまざまな状況を考えながらの発言だったと思いますので、その状況とすれば、最善の対応をしたのだろうなというふうには思います。

○秋元委員

では、一般論でどうですか。一般論でそういう組織というのはあり得るのですか。副市長どうですか。一般論でいいですよ。

○副市長

一般論であれば、当然、組織のことですから、市長がそういう状況にあったときには、本部長に連絡するなり、雪対策課長に連絡するなり、そういう状況は一般論としては考えられますけれども、当時の状況とすれば、市長としてそういう判断をされたのだろうというふうに思います。

○秋元委員

許されるということなのですね。わかりました。

では、契約書の第 9 条です。本会議場で、私、本会議が終わった後に副市長に直接、もし本当に危険な状況であれば、それは市としてしっかり対応しなければならぬですよというお話をさせていただきました。契約書の第 9 条に、例えば業務主任などに対する措置請求というのができることになっていますよね。措置請求を危険な状況だったということですので、されていると思いますから、具体的にこれいつどのような内容で行ったのか、お答えいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

契約書第 9 条に業務主任等に関する措置請求という項目がございます。端的に言いますと、委託者は受託者の業務主任及び副業務主任で業務の履行または管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができるということになっております。現在、受託者の業務主任及び副業務主任が著しく不相当と認められるような行為というのはまだ確認できていないために、こういう措置請求という行動は起こしておりません。当然、何か業務の履行及び管理について著しく不相当なというようなことが何かございましたら、そのときは、このような措置請求を行いますけれども、現在はこういうことは確認できておりませんので、そのような行動はとっておりません。

○秋元委員

だって、危険だったというのではないのですか。安全管理ができていなかったから危険なのでしょう。そうではないですか。安全管理をしっかりやっていないから危険だったのですよ、危険だったとすればですよ。そんな措置請求しなければだめではないですか。なぜそういう手続をしないのですか。私は副市長にも本会議場で言いましたけれども、市長もすると言っていましたよね。なぜそういう、私は勧告と言いつ方をしていましたけれども、措置請求なぜされないのか、危険だったのに。市長の言っていることが正しいのであれば、しっかりそういう手続を踏むべきなのではないですか。なぜそういう手続をしないのですか。

○（建設）雪対策課長

安全管理全般におきましては、ここのステーションに限らず、必要な安全管理をとるよということとは再度安全対策について事情等をお聞きしたときに、伝えております。今回の件につきましては、全部の場面、除雪対策本部で確認しておりませんので、場面場面でどういうことが起きたかということにつきましては、確認できていないため、取り寄せた資料や聞き取った内容の中から主作業であったり、一時的な作業の図面等取り寄せまして、その中では危険だというのが読み取ることができませんでしたもので、我々見ておりませんが、聞いた話であったり、業務主任から聞いた話等でまだここまで著しく不相当なことが行われていたというのは確認がとれておりませんので、このような措置請求まで至っておりません。

○秋元委員

著しく危険を感じるようなことを確認できないと言いますが、だって、市長が危険だったと言っているではないですか。だから、そういう手続をしないから疑われるのですよ、本当にそんなことやっていたのかと。そんな危険を感じて、何でこういう手続を踏まないのですか。それこそ市民にかかわることですよ。市民の安全にかかわることではないですか。全く理解ができないのですけれども。しっかり確認して安全な作業がされていたのかどうだったのか。そこにいなかったからわからないみたいなことでは、これはそもそもだめではないですか。やるべきなのではないですか、もし本当にそんな危険な作業が行われていたのだったら、どうですか。

○（建設）雪対策課長

作業状況につきましては、確認している主作業であったり、最後の主作業によって落ちた雪を処理する作業である従の作業等についてだったり、交通誘導員の配置等について、全ての場面での確認はできておりませんが、大ま

かな場面場面の確認はしておりますし、業者からもその当時の交通誘導体制についてもお聞きしております。その聞き取った中であつたり、出された書類を見た中では、著しく危険な状況というのが確認できませんでした。ただ、現地に私どもがいなかったというのも事実で、正しい安全対策をとった中でも、一時的に危険なことがあつたかどうかというところまでは確認ができないものですから、著しく不適当なことがあつたというふうな認定はしておりませんし、そこについては確認がとりづらいというところでございます。

○市長

秋元委員の御指摘のとおりで、結果的にその作業を業者から聞き取っている内容について、市でその現場を確認できていないという大きな課題を感じているところでございます。実際に、この件においても聞き取りの内容と私が現場で見た状況が余りにも乖離があるのであれば、それについてはより調査しなければならないのかなというのは、それは今私なりに改めてその質問を受けて感じているところではありますけれども、実態としてやはりその現場をパトロールしている側で、確認ができていないということは、大きな課題なのかなと思っているところでございます。それにおいて、今後それをどのように現場をきちんと確認できるようにするのか、これからそれは重要な検討課題になるのではないかなと思いますので、今の御指摘を受けて庁内の中で改めてその方向性について検討していきたいと思ったところでございます。

○秋元委員

今後はそれでいいのですけれども、私は 2 月 9 日そのものを言っているのですよ、限定して。なぜそのことをやらないのですかということなのです。

(「もう終わったことでしょう、それは」と呼ぶ者あり)

きちんと質問に答えてくださいよ。

○委員長

お静かに願います。

○市長

ですから、そのことについて非常に問題意識を持って秋元委員が御質問されていますから、それを課題として放つたらかしにするのではなくて、来年度に向けてその体制づくりは検討しなければならないということで答弁をしたのです。

ただ、その現場においてのその件においても、先ほども答弁しましたけれども、それについて余りにも乖離があるようであれば、考えなければならないと思いますので、改めてそれについては庁内の中で検討はしていかなければならないのかなと思います。

○秋元委員

市長が言っていることと、業者の言っていること全然違いますよ。明らかな乖離って、そもそもが乖離なのです。全然言っていること違うのですから。そういうことを問題だと思わないのですか、どなたも。全くおかしな話で、だから議会でこういう問題になっているのですよ。業者の言っていることと市長が言っていること全然違うから。私たちの聞き取りの中では、市長は明らかに指示しているのですよ、間違いなく。そこで何て言ったかというのも、その作業員の皆さんに聞き取って、ある程度わかっているのですよ。ただ、それも、私はその現場にいませんでした。

でも、いいですか、市長、私たちは、総務省に確認したのですよ。偽装請負ということについて。今回、顧問弁護士からもいろいろありましたけれども、皆さんが言っているような楽観的に考えられることではないのですよ。受け取る作業員が、どう考えるかということなのです。指示していないと市長言っていますけれども、作業員が指示されたと言われたら、これ労働局で捜査入るのですよ。

(発言する者あり)

だから、市長が一方的に言ったって、だめだという話をしているのですよ。

委員長、注意してくださいよ。

○委員長

お静かに願います。

(「委員会ですよ」と呼ぶ者あり)

○秋元委員

だから、そんな楽観視してはだめだということをやっているのですよ。お互いに違うこと言っているのだから、きちんと調べて手続もやらないとだめではないですかという話なのです。それを今後そのようにしていくみたいなことではなくて、2月9日に危険な作業を行っていたと市長は言っているのですから、では、きちんと措置請求してくださいということです。もう一回答弁してください。

(「措置請求してください」と呼ぶ者あり)

できるのですから、やらない理由はないじゃないですか。

(「予算委員会を見に来ているのですよ、僕方、小樽市民は」と呼ぶ者あり)

委員長、注意してくださいって。

(「なんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

不規則発言をされた方、当該者おられると思います。申しわけございませんが、再三にわたって注意をしておりますので、議会規則に沿って退室願います。

(「委員長、ちょっと出ていきますけれどもね、きょうは予算委員会ですよ。全然違うじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「だめです」と呼ぶ者あり)

(「だめです」と呼ぶ者あり)

申しわけございません。

(「裁判所でないんだわ、これ。裁判所でないよ、ここは。考えてから物を発言して、皆さん」と呼ぶ者あり)

(笑い声)

再開いたします。

○市長

今ももとの御質問は危険な作業をされているのであれば、措置請求すべきだという御指摘から始まっていると思うのですけれども、気がついたら、また総務省に連絡し、偽装請負の話に、なぜすりかえられたのかが、私今聞いていて、どちらの質問されているのかが受けとめ切れなかったのですけれども。

(「認識が甘いついていう話ですよ」と呼ぶ者あり)

よろしいですか、答弁続けて。

○委員長

どうぞ。

○市長

先ほど来から御指摘されているように、危険な作業をされている状態だということであるならば、そのことについては考えなければなりません。今お話、私がしているのは、私自身はそういうふうに感じましたから、それにおいては当然に担当の職員にもそのことはお伝えをさせていただいておりますけれども、その作業がいわゆる危険な

行為だということで、市からその状況について確認させていただいて、御本人たちはそんな作業していませんということでお話いただいておりますが、そのことが、私がいわゆる確認したことと、例えば全く違う、乖離がある、実は危険な作業をしているという自覚があるのに、実は違いますと言っているのであれば、それは措置請求としても考えなければならないのかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、そこまでは残念ながらはっきりと確認はまだできておりませんので、今後において、私自身が感じた範囲の中において御指摘されるほどに、いわゆる措置請求しなければいけないほどに危険な作業だったかどうかまでは、残念ながら今市で確認できておりませんから、そのことをきちんと確認させていただいて、それにおいて必要であれば措置請求も行うこともあり得るというふうには思っているところでございます。

それと、先ほどのその偽装請負の話とは全く別なので、そちらについては質問として、私何か聞かれたのかわからないものですから、措置請求においては、そのように考えているところでございます。

○秋元委員

認識が甘いという話ですよ、偽装請負の話は。質問ではないですから、いいですよ。

それで、地域総合除雪の業務委託契約を結ぶ場合の窓口は、どのようになっていますか。

○（建設）庶務課長

契約の窓口と申しますか、契約行為につきましては、入札を行った後、落札業者と市の契約についての事務については建設部庶務課、この除雪に関しては建設部庶務課で行ってございます。

○秋元委員

それで、仕様書における業務担当員の文言の定義、これも記載されていますけれども、この定義、業務内容というのはどういうものですか。

○（建設）雪対策課長

仕様書上で、業務担当員、用語を定義しております。業務担当員とは本市職員をいい、受託者に対し必要な指示、協議、立ち会い、確認等を行うとともに、関連業務に関する連絡及び調整を行うとなっております。

○秋元委員

指示、確認ができるということですが、指示とはどういうことか、確認とはどういうことか、説明してください。

○（建設）雪対策課長

これも同じく仕様書で用語定義しておりまして、指示とは、業務担当員が受託者に対し業務等の実施方法などを示し、業務等を実施させることをいうと記載しております。また、確認とは、業務等の委託期間内において一定期間内の業務の履行の確認をいうと記載しております。

○秋元委員

そこで、業務担当員の権限とは何かということを今説明いただいて、2月9日の市長の行為・行動は通常業務担当員の権限に含まれるものかどうか、どうですか。

○（建設）雪対策課長

業務上で業者に対して指示等を行う場合は、業務担当員の権限でございしますが、今回、市長が行ったというのは、ただ、確認をとったということでございますので、この業務の契約に基づいて行われる業務の一連の流れとは少し異なるものだというふうに考えております。

○秋元委員

ただ、通常確認を行えるのは業務担当員ということで、先ほど説明いただきましたけれども、それで間違いないですよ。

○（建設）雪対策課長

仕様書に書かれています確認というのは、業務等の期間内において一定期間内の業務の履行の確認をいうということで、一定期間内に行われた業務、排雪作業が行われた後に、その状況がどうだったか、除雪が終わった後の状況がどうだったかというような確認をするということを想定しております、普通の一般の市民、今回市長ですけれども、一般の市民がここ、排雪をやっているの、いつまでやるのというような確認を、もし業者にしたとしても、それはこの契約行為に仕様書に書かれている確認とは別の問題だというふうに考えております。

○秋元委員

私は市長が行ったのは、まさしく作業日程ですとか、工程の履行の状況を確認しているわけですよ。だから、まさしく私はこの確認に当たるのではないかなと思いますけれども、今回、顧問弁護士は、業務担当員以外が指示等を行うことは、委託契約の趣旨に照らしてどのように見解を示されていますか。

○（総務）総務課長

本契約については、業務に関する指示等について業務担当員が行うことと定められており、業務担当員以外の者がこのような指示等を行うことは本件委託契約の趣旨に反することになります。ただし、これは当事者間における契約法上の問題であり、契約の趣旨に反する指示等がなされたとしても、それは契約上の効果は生じないことに過ぎず、違法とか不当とかの問題が生ずるものではないというような見解をいただいております。

○秋元委員

そこまで言わなくてもよかったのですが、契約の趣旨に反する場合、仮に市長であったとしても、当然その指示、確認に従う必要はないと、そういう理解でいいと思うのですが、まずそれでいいのか。また、緊急の場合を除いて、業務担当員以外の指示、確認に従わないことで契約違反にならないという理解でいいですか。

○（総務）総務課長

委員の見解のとおりでよろしいかと存じます。

○秋元委員

顧問弁護士の回答では、市が行う業務委託契約では、委託側の市の意思を示す場合、どういうことが必要だと言われてますか。また、その意思を示す方法を行わない場合、考えられること、これ挙げられていますけれども、どういうことですか。

○（総務）総務課長

顧問弁護士の見解によりますと、委託者は地方公共団体等の大きな組織である場合は、意思表示を行うものを限定しないと、多数のものから無限定に指示が出された場合、受託者としては委託者の意図を正確に把握することが困難となり混乱が生じます。そのため、本件委託契約においても、第 6 条で業務担当員を定めており、業務担当員は契約の履行についての受託者又は受託者の業務主任に対する指示、承諾又は協議、日程の管理、立ち会い業務の施行状況の検査等の権限を有し、またこの契約書に定める請求、通知、報告、申し出等については業務担当員を通して行うものと、このように定めております、ということでございます。

○秋元委員

要するに、市の意思を示す場合、これ決められた人がやらないと混乱すると顧問弁護士が言っているのです。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

市はそのために業務担当員を置いているのです。だから、緊急の場合を除いた以外は、業務担当員からの指示でなければだめなのですよ。確認でなければだめなのです。要するに、現場に行って、市長が幾ら委託者だからといって、そこで話すことは、これ従う必要もないのです。また、従わないからといって、違法ではないのですね。これ、まず確認させてください。

それで、今回、私は代表質問でも、まずは市長が指示した指示しないは別として、今回 2 月 9 日の住吉線の排雪

作業が行われた、また中止されたそもその理由は、市が指示を間違っ 2 月 9 日の排雪作業を指示した。だから、市の指示どおりに排雪作業が行われた。これは先日市長も市の責任を認めていましたけれども、そうなると、私は市がその損害を負担する必要があるのではないかというお話をさせていただきましたが、これは契約書の第 20 条の一般的損害、要するに受託者の責めに帰さない、委託者側の責めに帰すべき事由なのです。委託者側、市の責任を認めているのですから、そこで作業員なり機械を確保して作業ができなかった分、負った損害というのは、これは市の負担でなければだめだこの契約書に書かれていますけれども、こういう理解でいいのかどうか。そして、今回市が責任を万が一認めないで負担をしないということになれば、要するに仕様書の総則、適用にあります契約の履行を拘束するという部分に反しませんかと。要するに、契約不履行をしているのは市なのですよ、いろいろな部分を考えても。だから、損害の負担は市が負わなければなりません。そういうことの質問なのですけれども、この契約書の第 20 条に照らして、お答えをいただきたいと思います。

それで最後に、市がこの損害を負担するのかどうなのか、その結論をこの契約書の第 20 条に照らして答弁いただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

今回の 2 月 9 日の件が一般的な損害に当たるのかということでございますけれども、市といたしましては、現地ではここは作業する予定の箇所なのか確認をとったということでございまして、市は確認をとったということで、その結果、作業中止するという判断は業者がされたということで、市としては損害はないというふうに考えているのですけれども、ただ、この損害ということに関しましては、市の一方的な考えだけではまとまるものではございませんので、業者側の考え、業者側からまだ今のところ損害賠償というようなことも言われておりませんので、この辺については業者側の動きというのも見なければいけないというふうに考えております。

また、市は、現在、損害賠償を負担する必要性を感じていないということで、それが仕様書でいう総則の契約不履行に当たらないのかということでございますけれども、市といたしましては、現場で確認をとったというだけでございますので、契約不履行に当たるような行為は行ってないというふうに考えております。

○秋元委員

違うのですよ。そもそも中止したとかどうではなくて、さかのぼってそこで作業しなければならなかった原因をつくったのは市でしょう。要するに市が 2 月 9 日に排雪してくださいと指示したのですよ。だから、業者は排雪作業していたのに、そのとまった原因は別として、そもその原因は市にあるわけですよ。作業中止した理由が業者だとか市長がどうだとかということは抜きにして、そもそも市が指示をミスしたのですよ。だから、起きた損害なのに、それに対して市は全く損害を負担する気はありませんよということなのですか。これ、今後の除排雪、地域総合除雪にかかわってくることでしょ。業者は非常に心配されていますから、これ正確に答弁してください。

○（建設）雪対策課長

市の作業の合意事項といいますか、作業協議のことについて伝達について間違っ 伝達をしたということ、これは事実でございます。それに基づいて、その作業ということでございますけれども、ミスはございました。ただ、作業をやめたという判断に関しましては、業者の皆様が決めているということと、また、これに伴って被害が出た、被害が出ていないというようなことにつきましては、業者の話し合い等にもなりますけれども、今、業者からこういう被害が出たので何とかしてくださいというようなことも来ておりませんので、この辺のところは業者の考え等を見守っていかなければいけないというふうには考えております。

○秋元委員

そんなひどい話ありますか。市が発注ミスして、間違っ 勝手にやめたのは業者だから、そんな業者なんて知らないよという話にならないでしょう。2 月 9 日に排雪してくださいと指示しなかったら、作業してないのでしたら。契約書に基づいてしっかりその負担はするべきだと私は思いますし、そんなこと言い出したら、恐ろしくて業

者なんて作業できませんよ。しっかり業者にどういう損害があったのか聞き取って、その部分をどう負担するのかも、しっかり話し合って結論を出していただきたいと思います。最後にその部分、答弁いただいて終わります。

○（建設）雪対策課長

2月9日の作業でございますが、作業した分、作業が終了するまでの行為につきましては、お支払い等は行うということになっておりますので、その働いた分についてはお支払いするということでございます。また、それ以外の部分の損害ということにつきましては、業者の考え方もあると思いますので、業者の考え方について見定めていかなければいけないと考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 22 分

再開 午後 4 時 39 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

○酒井（隆裕）委員

◎断熱マンホールふたの設置促進について

まず、断熱マンホールふたの設置促進についてであります。下水道等の熱によって生活道路や歩道、こうしたところに大きな段差が生じ、車の通行や歩行の際、危険となるそうしたマンホールであります。そのため本市におきましても、断熱マンホールふたの設置を随時行っている状況でありますけれども、さらに設置を促進するべきという立場で質問を行います。

まず、本市のマンホール個数と断熱化されているマンホールの個数についてお答えください。

○（水道）管路維持課長

断熱ふたのマンホールの設置の数でございますけれども、平成 27 年度末の数字でございます。市内のマンホールの設置個数は 1 万 4,559 カ所でございます。このうち断熱ふたに交換を既に行っているのが、9,835 カ所でございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、ここ数年の断熱マンホールふたの設置数をお答えください。

○（水道）管路維持課長

直近 3 年間の数字でございますけれども、平成 25 年度が 181 カ所、26 年度が 304 カ所、27 年度が 205 カ所の設置を行っております。

○酒井（隆裕）委員

先ほどの数字見た限りでもかなりやられていると思います。これまでも市民から断熱マンホールふた、この場所なっていないから設置してくださいといった要望については、その都度、誠実に対応されてきたと私たちも思っています。

しかし、問題なのは、いつまでにマンホールふたの断熱化が完了するかということでありまして。新年度においては何カ所、そして次年度は何カ所といったようにしっかり計画的に実施するべきだと考えます。もちろん予算との関係がありますが、こうした計画をしていくことを検討するそうしたお考えについて伺います。

○（水道）管路維持課長

今後の計画についてでございますけれども、現在パトロール等を行いながら冬期間の路線の状況、さらには市民の皆さんから情報をいただきながら効率よく進めているところでございますけれども、来年度以降の計画につきましては、現在、財政状況を見ながら少しでも早く設置を完了するよう進めているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

少しでも早くということでもありますけれども、あとわずか 5,000 カ所ぐらいなのですね。やはり少なくとも、毎年 300 カ所はやっていくとかというふうな形でぜひ進めていただきたいと思います。

◎水道料金の値下げについて

次に、水道料金の値下げについてお伺いいたします。

これまでも日本共産党は基本料金を見直すべきだと主張してまいりました。小樽市の水道料金には人件費や維持管理費、企業債償還金と利息のほかに、2 カ月分の基本水量 20 立方メートル分が含まれております。ここでいつも問題だとしているのは、基本水量に満たない世帯が 4 割近くに上ることです。市はこれまで累積赤字があることから、基本料金の見直しや水道料金の引き下げには応じてきませんでした。しかしながら、水道事業は 2011 年度から累積赤字解消して黒字会計となっております。まず、水道局としての基本的な考え方をお伺いいたします。

○（水道）業務課長

本市の水道料金、下水道使用料は基本料金と従量料金で構成されており、基本料金で利用できる基本水量は 1 カ月 10 立方メートルとなっております。近年は高齢化が進み、基本水量に満たない使用者がふえていることは認識しております。しかし、一般的に基本料金の考え方は固定的にかかる経費であり、水の使用の多少にかかわらず一律に御負担いただく経費という考えでおります。

ただ、基本料金や基本水量の設定については、使用者の実態に即して見直すべきではないかとの御意見もいただいていることから、次の料金改定の際には、現在の料金体系の見直しを検討していきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

これまでの議会答弁の中でも、基本料金の見直しや水道料金の引き下げにつきまして、次期料金改定時に料金改定を考えるとといった趣旨の答弁をされております。しかしながら、人口減と水道管の整備を理由に料金の引き下げはなかなか難しい、こういった御趣旨の御答弁をされているというふうに思います。私としては、やはり 20 立方メートル以下の料金を引き下げよという市民の声に応じて、次期のときには基本料金引き下げと従量料金の改定を行うそうした強い意思を持って臨むべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○水道局長

水道局では、現在、平成 31 年度からの 10 カ年の上下水道ビジョンの策定作業に取りかかったところでございます。料金につきましては、水道事業、下水道事業もそうですけれども、その事業の運営に対して根幹をなすもので、料金収入がなくては水道事業はやっていけない、下水道事業はやっていけないということで、やはりその短期的に、例えば 1 年、2 年、3 年、黒字になったからといって、現実的には黒字の部分というのは起債の償還に充てているわけですし、そういうことで言うと、長期的な収支バランスを見ながら料金について決めていくということが非常に必要なのだろうと思います。それが安定的な経営につながっていくということだろうと思います。

ただ、皆様から基本料金の部分というのは非常に、昔とかなり少し変わってきているという、月 10 立方メートルの部分ももう少し少なくなっているところか多くなっているというようなことも当然認識しております。今ビジョンをつくってその中でどのような料金体系にしていくのかということは、そこら辺の声も聞きながら、参考にしながら検討していかなければならない大きな課題かなというふうに考えております。

○酒井（隆裕）委員

大きな課題ということで、しっかりやられていくことが求められるわけです。

しかし、こうしたところで言えば、平成 29 年度、30 年度だって 31 年度にしなければ料金の引き下げはやはりかなわないということになってしまうと思うのです。やはりそうしたビジョンを待たずに、引き下げるといふふうにならないものが再度お聞きしたいと思います。

○水道局長

先ほども申しましたけれども、料金については事業をやっていく上での大変な財源、収入であります。その部分をやはり短期的に見てどうするかということはなかなか決められないのだろうなと思っています。少し長い目で見て、老朽施設の更新だとか維持・管理にもお金もかかりますし、耐震対策にもお金がかかりますし、収入が少しずつ減ってきているというような状況の中で、持続可能な経営をしていくためにはやはり数年を見るということではなく、少なくとも 10 年程度は先を見越して収支のバランスがどうなのかということを見きわめていく必要があるだろうと思っております。その意味でも先ほど申しましたけれども、しっかりとした上下水道ビジョンをつくって、そしてその収支を見て、そのときにどうするのかということを検討していきたいと、そういうことでございます。

○川畑委員

◎貸出ダンプ制度について

最初に、貸出ダンプ制度について質問いたします。

平成 28 年度の除雪懇談会の資料に基づいて、制度の概要と利用に当たっての注意点、これを簡単に説明してください。

○（建設）庶務課長

まず、貸出ダンプ制度の概要でございますけれども、この制度は昭和 54 年度から市民の皆様が居住する地域の冬期間における交通確保をするため、町会または団体が自主的に生活道路の排雪を行う際に市が無償でダンプを派遣し、運搬処理を行うことにより、町会等の排雪費用の軽減を図ることを目的にしております。

この制度の利用に当たっての注意点としましては、一番の注意点につきましては、あくまでもこの制度は道路の除排雪を目的にしておりますので、屋根や駐車場などからの雪出しですとか、雪堆積場の排雪については対象としていないというところが大きな部分でございます。

○川畑委員

今説明いただいたように、市が無償でダンプトラックを派遣すると。そういうことで、費用負担の軽減を図るものだとお答えいただいたのですが、それとあわせて駐車場だとか屋根の雪は絶対に出さないと、これが除雪懇談会の資料の中に明記されているのです。

ただ、そこで、市民から貸出ダンプに対する要望が寄せられているわけです。その中から、2 点ほど具体的な点で紹介しておきたいと思うのです。一つはオタモイ 1 丁目 3 番 11 号の通りです。要するに、この場所はオタモイ生協の少し小樽側のところに三協家具、今、店はやっていないのですけれども、店があって、そこを取り巻く一角です。コの字になっているところなんです。ここは下水道の本管も入っているということなので、この道路はまず小樽市の道路なのか、それを聞かせてください。

○（建設）庶務課長

ここの部分につきましては、私道路と認識しております。

○川畑委員

私もこれ地図を大きくしたけれども、なかなか見にくいだろうと思うのですが、確かに長橋旧国道線の、この一角をコの字に回っているところなんです。今おっしゃったように、私道路ですね。それで、この沿線において住民の話では、昨年までは貸出ダンプを利用したと話しているのです。それだけでは不十分なために、道路に面して

9 軒ぐらい住宅があるのですが、除雪費用を積み立てして、事業者に直接除排雪を依頼していたそうです。ところが、ことしから雪押し場があるので、貸出ダンプの対象にならないと言われたということなのです。状況についてもう少し説明しますと、昨年までは地主の厚意でもって、道路の沿線の 3 カ所、この、少し見にくいかもしれませんが、ピンク色で書いたところの雪押し場に地主が御厚意でもってしてくれていたそうです。しかし、今期になって、1 カ所は春に畑をやるためだめと。そして、もう一カ所は地主が利用する予定があるので、今年度は 1 カ所に限定されてしまったと、そういう状況があるそうです。今期は貸出ダンプが利用できないと言われて、全面的に建設業者に除排雪を依頼したそうです。その費用が去年は 10 万円くらいでおさまっていたそうですが、ことしはやはり 20 万円に倍加したということです。私があえてこれを取り上げたというのは、本来、除雪懇談会で出されている市が無償でダンプトラックを派遣することで費用負担の軽減を図るといふ、そこに反するのではないかと思うのです。それで、道路以外の雪は堆積していないので、昨年同様に貸出ダンプを利用させてもらいたいと、これが地域住民の強い要望なのです。それで、地域住民は、建設事業者から雪押し場の排雪は貸出ダンプ対象外だと言われたので、なぜ貸出ダンプの対象外になるのか、その説明をお願いしたいと思います。

○（建設）庶務課長

今回の貸出ダンプ制度の見直しにおきましては、今まで特例として認めてきました雪の堆積場につきましても対象外としております。この辺の見直しに当たっての説明におきましては、本会議でも市長から答弁しておりますけれども、いわゆる降雪量と排雪量に相関性がなく、その要因がいわゆる堆積場、今まで特例と認めてきた堆積場に先ほど言った道路以外の雪が持ち込まれるですとか、あとは申請外の雪もあると、そういったような要因があるので、今回はその要因となる堆積場を対象外としたということで、これまでも市民の方には説明してきているところでございます。

○川畑委員

昨年までは貸出ダンプを利用した団体には、どのようにして雪対策課から地域住民の方に説明されているのか、その辺を聞きたいのです。というのは、住民の方は業者からそう言われたということです。市の雪対策課だとかから言われたのではなくて業者から言われているということで、そこ疑問を持っているのです。

○（建設）庶務課長

今回見直しに当たりましての周知につきましては、最初に説明したのは、毎年この貸出ダンプ制度を利用するに当たりまして、いわゆる積み込み業者の方々の一応登録制をとってございます。それで積み込み業者の方が、例年いわゆる営業に回る前に、制度の変更はありましたよということを周知するというので、初めに積み込み業者の方にそういった見直しの説明をしてございます。

このほかに、実際には今回その見直しに当たっては、雪堆積場のほかに、集合住宅の敷地についてもこの制度の対象外にしておりますので、こちらについては利用できないという形になりますので、集合住宅で利用されてきた方々につきましては、10 月に直接伺いをしたりですとか、あとは電話等で説明をして、全ての利用者については直接説明をしてきたところです。

そのほかの利用者の方々につきましては、除雪懇談会ですとか、あとは例年この制度を利用されている利用者には、利用の案内を送付してございますけれども、それにつきましても、例年より早くそういった形で周知をしてきたところでございます。

○川畑委員

私はこういう団地だとかそういう駐車場があるとか、そういう大きいところ、たしか前の建設常任委員会の中で 15 カ所くらいはそういうのがあるということを説明したと言っていましたよね。私はそこはそれでいいと思うのです。ただ、こういう小さなところ、こういうところにどのようにして親切にこの制度を説明しているのかということなのです。

だから、もう一つ私が聞きたいのは、こういうところに本当に貸出ダンプが適用できないのかどうか、そういう対策はできないかということを私は聞きたいのですが。

○（建設）庶務課長

まず、周知の部分につきましては、市の担当課としましては、あらゆる機会を捉えまして、できる範囲の中で周知をしてきてございます。町会にもこの見直しの変更につきましては、変更があったということでのこの手引の周知についてもお願いしたところでございますけれども、実際には隅々までこの利用者に制度の周知が行ったかというところ、そこまでには至っていないというようなことも実際には聞いてございます。

あと、この制度の利用はできないのかという部分につきましては、やはり先ほど言ったように、ことしは見直しを行っておりますし、平成 29 年度につきましても一部見直しをやるということで、今年度の手引の中でそういう形の周知はしてございますけれども、今年度、委員がおっしゃった雪堆積場の見直しの部分については、現状では難しいと考えてございます。

○川畑委員

もう一つ、桜に阿波タウンがあるのですが、この阿波タウンの入り口道路に桜 22 号線があります。この桜 22 号線は市の除雪路線となっているかどうかお答えください。

○（建設）雪対策課長

桜 22 号線でございますけれども、除雪路線となっております。

○川畑委員

除雪路線であれば、どんな条件で除雪に入っているのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

この部分ですけれども、除雪の第 2 種路線となっておりますので、降雪または降雪見込みが約 10 センチメートルで出動するということになっております。

○川畑委員

阿波タウンにその桜 22 号上小路線というのですか、輪になったようなところがあるのです。こういう赤で書いたところなのですが、路線がありますよね。この路線について小樽市の道路なのかどうか、まず聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

今、川畑委員からお示しのありました桜 22 号上小路線でございますが、小樽市道でございます。

○川畑委員

小樽市の道路であるこの桜 22 号上小路線、これは市の除雪路線となっておりますか。

○（建設）雪対策課長

その道路につきましては、除雪路線となっております。

○川畑委員

それで、この地域の住民の皆さんからの要望では、市の除雪が行われないうちに、昨年までは貸出ダンプの利用と建設業者に除排雪を直接依頼していたと。日常的にはその町の何人かでもって道路の除雪を行って、道路の角地、要するに角地というのは、この角の小さいところ、少し雪を置ける場所があるのです。それとその小さな公園、そこに堆積していたと。昨年の除排雪は貸出ダンプで 2 回、そして業者への排雪依頼が 2 回で、年間約 70 万円の費用がかかっていたと。それで、費用負担は 1 件当たり月々にすると 2,250 円、ここの住民の方はほとんど年金生活者なのです。そのために 2 カ月に一遍、年金の出る月にこの倍の額、4,500 円を集金して、年間 2 万 7,000 円も積み立てをしてきた。そのために小さな公園を堆積場にしているということなので、ことしから貸出ダンプの対象外とされた。その説明も業者からの説明で市からの説明はなかったと。今期はこれまでのところ貸出ダンプ

に 2 回、業者への除排雪の依頼が 1 回で済みそうだと、そんな状況なのですが、公園の堆積については貸出ダンプの対象外とされたことで、昨年と変わらないくらいの費用がかかっていますと。ですから、約 70 万円近くかかったというのです。ここの居住者は高齢のためにデイサービスの送迎車両だとか緊急車両が入ってくることも多いのだそうです。灯油のタンク車などが入るので、除排雪は欠かせないと。道路に雪を積み立てる余地はない状態であって、公園に一時的に雪を押し去っているのだと。このような状況の中で、なぜ貸出ダンプの対象にならないのか、説明してください。

○（建設）庶務課長

今回の見直しに当たりましては、貸出ダンプの今まで特例で認めてきた雪堆積場を対象外としたということで、その特例を利用した方々が貸出ダンプ制度が利用できないというわけではなくて、その堆積場を対象外としたという内容でございますけれども、今言った地域の実情という部分につきましては、それぞれの地域によって道路形状もございまして、いろいろな事情があるので、その事情に合わせて堆積場等を認めてもらいたいのではないかなというふうなお話かと思っておりますけれども、その部分につきましては、いろいろな事情はありますが、先ほど言った堆積場の運用の仕方が適正でなかったということで、今回見直しを行ったものですので、いわゆる一部だけ入れてくれとかそういった部分につきましては、この制度を運営する以上、公平に公正に運営をするということを考えると、そういったことは難しいというふうに考えてございます。

○川畑委員

そういうふうにおっしゃるのですが、やはり変更した貸出ダンプ制度というのは、該当させる基準が余りにも機械的だと、私は思うのです。共産党は前にも話しているのですが、急いで特例扱いを廃止するのではなくて、じっくりと相談して話して、それからその地域の住民の方が納得できるような形で、それから特例を廃止すると、そういう形へ持っていくべきだという主張をずっとしているのですが、そういうことが必要でないのかと私は思うのですが、その辺の考えはどうですか。

○（建設）庶務課長

今回の見直しに当たりましては、手続上の周知が必要なものにつきましては、翌年度からということで、見直しは行っておりますけれども、今回のその堆積場等の見直しにつきましては、制度を維持していくためには、限られた予算の中で、うまくこの制度を運営していくということを考えたときに、今回やむなくこういった形で今年度から見直しを行ったということでございます。

○川畑委員

それで、少し話は変わりますが、昨年の貸出ダンプの申請件数と今期の貸出ダンプの申請件数、お示しいただけますか。

○（建設）庶務課長

キャンセルも含んだ形での申請件数でお答えしますが、平成 27 年度の申請件数は 555 件になります。28 年度の申請件数は 495 件となっております。

○川畑委員

これでいきますと、約 60 件少なくなっていますよね。この少なくなったというのは、要するにいろいろな説明で貸出ダンプが最初からだめというふうにならなくなってしまったと。そういうのが相当あるのではないですか。

○（建設）庶務課長

実際に申請件数が減った要因につきましては、その理由は分析してございませんが、少なくとも集合住宅で昨年申請していた団体につきましては、その部分については申請が上がっていないというふうには考えられますけれども、その他の見直しによる減少かどうかということまでは分析はしてございません。

○川畑委員

そういうのは正確につかまえていないということですね。私は思うのですよね、前年度申請した先が、今年度申請していないところについては、改めてやはり周知する、中身をきちんと周知していくということが私は必要だろうと思うのです。そういうことがなければ、結局、大きな建物とかマンションとかではなくて、先ほど取り上げたような住民が少ない地域の方たちが、排雪でもって非常に困っていると、そこを救うのが貸出ダンプだと私は思うものですから、その辺の対策をきちんととるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○（建設）庶務課長

制度の見直しにつきましては、平成 29 年度からの見直しもございますので、その辺も踏まえて周知につきましては、しっかり行っていきたいと考えてございます。

○川畑委員

今、庶務課長から話を聞いているのですけれども、市長にお伺いしたいのですが、市長がきめ細かな除排雪ということ掲げているわけですけれども、この制度の目的、先ほど私が話した中で市の無償でダンプトラックを派遣すると、費用負担の軽減も図ると書いてあるのですが、ここの整合性についてどのように市長は捉えているか、意見を聞かせていただきたいのですが。

○市長

この貸出ダンプの制度においては、やはり地域総合除雪、いわゆる市で委託をしている地域総合除雪がやはり行き届かない狭隘路線であったり、また生活路線であったり、そのようなところに対して対応する制度であるというふうに認識しているところでございます。私といたしましても、やはり市として行き届かないような状況を本来なくしていくのが一番理想ではありますが、やはりどうしても行き届かない部分が出てきますので、この貸出ダンプの制度の中で少しでもその状況が行き届くようにというふうに考えられて制度設計されたのではないかと推察しておりますので、その利用においては、私としてもしっかり行ってまいりたい、これは私の気持ちとしては、非常に強く思っているところでございます。

しかしながら、先ほど庶務課長からもお話がありましたように、やはり限られた予算の中で、しかもそのように感じている地域というのは、今利用されている方々だけではなく、多分相当数いろいろなエリアがあるのではないかなと思っていますところでございます。それを限られた予算でどのように行き届かせるのかということを経験したときに、やはり一定程度の限界というか、制限というか、それはどうしても生じてしまう、いたし方ない部分もあるのではないかなと思っていますところでございます。

また、先ほど庶務課長からもお話ありましたように、私が就任する前に、貸出ダンプを行っていた業者の中に、やはり一部そのように膨大な排雪量、それと実際の状況との整合性が合わない部分も見受けられたりとかしている部分がありましたので、やはりそれらの是正を図りながら、長期的にこの制度がしっかり持続可能な環境づくりを行っていくための手だてでございまして、そのあたりにおいては皆様も御理解をいただいて、市とともにその地域の方々とともに、この状況であるということをお説明の上で改善を図っていく、そのような流れになってほしいというのが私自身の思いでございます。

○川畑委員

私は一つ思うのですけれども、こういう貸出ダンプが特例を廃止したということで、予算が 500 万円ぐらい削りましたよね。その 500 万円、ほんの 500 万円ですよね。それを削って、その地域住民の方々に負担を強いていくというのは、これはやはり改善すべきことだろうと思うのです。それで、貸出ダンプの制度を一部変更する予定はないのかどうか、雪対策本部長に聞きたいのですけれども、そういう一部変えていくということはないですか。

○副市長

ただいま貸出ダンプ制度の一部変更についてのお話でございました。先ほども市長から答弁をいたしましたとお

り、貸出ダンプ制度というのは地域総合除雪に関連のある事項ということで、除雪のやり方によって貸出ダンプのやり場所も変わってくる、仕方によっても変わってくる、相互関係があるということもあります。また、今回の貸出ダンプ制度の見直しが、平成 28 年、29 年度と 2 カ年にわたって実施するというでもありますので、今回、除雪の仕方でもロータリー車を使うなど、第 2 種路線のロータリー車の使い方、または生活道路第 3 種路線についてもできるだけ除雪をするようにということで、方向を変えていますので、そういった関連において貸出ダンプ制度にも多少の影響はございますので、その辺、今年度やった貸出ダンプの実績、それから総合除雪のやり方の実績、それらの分析をもとに、一番大事なのは変更のときには事前に地域住民に十分な分析結果をもとにした説明責任、そういうことを果たしながら、制度を運用していく、そういうことが大事だと考えておりますので、その辺の分析に基づいて、市民がより納得のいく制度に精度を高めていきたいというふうには考えております。

○川畑委員

そうした場合、例えば先ほど例を挙げた 2 カ所なのですけれども、今、雪を押し置いてありますよね。これが除排雪のときの転回場所にすると。そうすることで該当になるのですか、その辺教えてください。

○(建設) 庶務課長

今回の見直しに当たりましては、雪堆積場については廃止というか、対象外にしてございます。ただ、今言ったような狭隘な道路の中で、いわゆる詰め込み機械の転回場ですとか、作業上どうしても必要だというような場所につきましては、必要な分のいわゆるその場所の排雪は認める、要は転回場の排雪は必要最小限という形でその部分の排雪は認めてございます。1 カ所だけです。

○川畑委員

1 カ所だけ。そうしたら、今回の場所なんかについては、申請するときに雪対策課なりに相談すればいいということになるのですか。その辺教えてください。

○(建設) 庶務課長

この制度を見直すに当たりましては、先ほど繰り返しになりますけれども、道路が狭いですとか、そういう形でいわゆる転回場が必要だと、作業の転回場が必要だということについて認めてございますので、そういう部分で申請が上がりましたら、もしどうしてもそこに転回場で作業をしなければならないということであれば、認める形になろうかと思えます。

○川畑委員

それでは、申請するときに改めて相談するようにしたいと思います。

◎中央通の排雪について

それでもう一つ、排雪の計画について質問します。

私ども日本共産党小樽市議会議員団は、1 月 19 日に国道や道道、そして小樽市道の市内全域を除雪パトロールしてきました。市の除雪対策本部に対しては、市道の私どもの見た中で約 60 カ所、これを写真やこの状況を書いて、早急に対処していただくように、当日、雪対策本部にも申し入れてきたところです。申し入れの数多い除排雪対象箇所の中でも、例えばバスの交差も困難であったという長橋旧国道線あるいは石山町の長橋線だとか、長橋十字街からスーパーチェーンシガの前とか、こういう主などところについては雪対策課も積極的に取り組んでいただいて、時間的誤差はありますけれども、除排雪を行ってきていただいたと思っています。これについては感謝したいと思うのです。しかし、いまだ排雪されない道路脇の雪山がまだ何カ所もあります。全てを取り上げるわけにはいかないのですけれども、何件かについて話をしたいと思います。

先ほど自民党からも指摘された小樽駅前、中央通、これは真っ黒になった雪山がそのままになっています。観光客からは、私どもも長崎屋の前で宣伝するのですけれども、そのときに小樽の雪は黒いのですねと、いやみたらしく言われるのです。これはやはり観光に力を入れる小樽としては考えるべきだろうと思うのです。観光振興の立

場からも、これはもう絶対問題があると私は思うのです。なぜ排雪しないのか、この雪対策課だけではなくて、観光対策の関連と話し合いをしているのかどうなのか、その辺についても話を聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

中央通の排雪でございますけれども、路線全体を行う路線排雪というのは、きょう現在、今シーズンにおきましては行っておりません。ただ、バスの運行に支障が出そうだとということで2カ所ですが、バス停のある箇所2カ所の部分的な排雪、それとシーズン入る前に、バス事業所から長崎屋の横の国道とぶつかるところ、交差点、あそこから左折して札幌方向に向かうところの交差点部分の雪山が運行の支障になるということでは言われていたものですから、そこについても部分的な雪山の処理は行っております。そういうことはしているのですが、現在まで全般的に路線排雪を行っていないのは、交通の確保ができていくというふうには考えているところでございます。

また、観光ということに関しては、観光の所管課とは打ち合わせ等は行っておりませんが、ただ、観光というのは小樽市の中でも重要な産業でございますので、来年度に向けては観光と除排雪ということについても一つの課題として考えていきたいというふうには考えております。

○川畑委員

まず、このままで放置するのかどうなのか、結論だけ聞かせてください。

○（建設）雪対策課長

現状で中央通について全般的な路線排雪をする予定はございません、現在でございますが。

○川畑委員

要するに、今のまま解けるのを待つということなのですね。そういう捉え方でいいのですか。

○（建設）雪対策課長

これから大雪等が降ればまた別ですが、現在のところは排雪の予定はございませんので、このままかと思われま

○川畑委員

◎桜町本通線の排雪について

では、もう一つ、国道5号から桜のロータリーに通る面の道路についてです。この通りは国道5号から桜だとか、望洋台への主要なバス路線なわけですね。バス路線の上に、その他の車両の交通量も相当多いところなのです。私も議員団でもって除雪パトロールしたときにも、ここのところは申し入れてきているのですけれども、桜のロータリーから上、それから、ロータリーから望洋台へ通る道、あそこについては、それなりに早くしている。そんなに早くはなかったけれども、それなりに早い時期に排雪してくれているのです。それで、なぜ、ほかの道路脇の山はそのままなっているのか、ロータリーから国道までの通りが、確かに部分的に交差点というか、車の出るようなところは上を少し削ったような要素もあります。ただ、まだ相当やはり雪山が高いですね。そういう点で、私も12日曜日にあそこに通って見てきましたけれども、雪山はまだ変わっていません。こういうところを今までのように放置するのか、雪解けを待つか、その辺について放置している理由について説明してください。

○（建設）雪対策課長

桜町本通線のお話かと思われませんが、国道5号からロータリーの間でございますが、ここにつきましては、バス通りではございますが、通過交通、車両交通に必要な幅が確保されていると考えているため、路線全体の排雪は行っておりません。

ただ、あそこの道路には横から数多くの道路と交差しておりますので、その道路から桜町本通線に出るときに雪山が高くて、交差点の視認性が悪いというようなかなり市民の皆様から声が寄せられましたので、ここにつきましては、2月上旬に全体的に交差点の雪山処理をして視認性の確保を行ったところでございます。

○川畑委員

今、そうしたらその後は、そのまま置いておく、放置するのですか。その結論だけ説明してください。

○（建設）雪対策課長

現在、その道路を全般的に排雪するという計画はないものですから、今後、大雪等がなければこのままかと思われます。

○川畑委員

◎住吉線の排雪について

それでは、小樽協会病院から小樽市立病院の住吉線の雪山についてなのですが、これは先ほどからいろいろな議論が出ているのですけれども、その後のこの場所は緊急自動車も通って、それから病院だとか薬局などへの歩行者も多いのですよね。私もあそこよく通りますけれども、Uターンするのに見えないのです、雪山高くて。これは市民の安全からいっても問題だろうと思うのです。例えば、開発局は国道なんか、けさもきちんと見えなくなるくらい削っています。なぜ市道のあのような危険な場所を排雪しないのか、その理由をお答えください。

○（建設）雪対策課長

住吉線については一部排雪を行っておりまして、中央の雪山のことかと思われるのですが、そこにつきましては、大きい交差点については視認性が確保できているものと考えております。そのために、中央部の雪山については現在排雪する予定はございませんが、ただ、暖かくなってきて、その雪山が崩れそうだとか、そういうような危険性の兆候がある場合には、それは別として対処したいと考えておりますが、現在では中央部の雪山処理をするという計画はございません。

○川畑委員

除雪対策本部長に聞きたいのですが、あのままで安全だと思っているのかどうか、その辺聞かせてください。

○副市長

ただいま雪対策課長からも答弁いたしました。除雪対策本部では、その都度、除排雪の協議が行われまして、現場の写真、またはパトロールによる状況、それらを確認しながら、基本的には車両等に支障がない対策を全体の中で確認し合いながら、見通しのきかないところがあれば、カット除雪ということで一部取り除くなどの処理をしながら、全体としてはその方向で進めているところでございます。

○川畑委員

最後に、市長に伺いますが、先ほどから3カ所の問題を取り上げたのですが、降雪の状況だとか除排雪作業の進捗状況を見定めながら判断してまいりたいと、共産党の代表質問にそう答えていますよね。市長の除排雪作業の進捗状況をどう見定めているのか、ひたすらその雪解けを待っているのか、それが一つ。それから、観光振興の点で、市民の安全確保の点から市長はどのように捉えているのか、その2点について見解を示してください。

○市長

川畑委員から、例えばということで3カ所を例にして、特に安全管理と観光振興という視点でのお話だったかなと思っておりますけれども、私自身も今御指摘の観点も含めて、雪対策課の職員はしっかり対応しようと動いているところだというふうに思っているところでございます。私自身もその考えもありますから、雪対策課とその観点も含めて、今までもいろいろな、特に今排雪のお話だと思いますので、排雪の取り組みにおいてもお話をしているところでございます。

御指摘のとおり部分で行き届いていないところ、またはもう少しもっと安全対策のために、その思いは私も重々感じているところでございますが、これも先ほどの貸出ダンプのお話と重なるところもありますが、やはり限られた予算の中で、どう効率よくそれを取り組んでいくのが重要なのかなと思っているところでございます。

お話のあった部分、より行っていくことを非常に重要なことだというふうに思っておりますけれども、当然それに伴って予算というのは当然お金がかかる、当然にそれに対して費用がかかるというところがございますので、その費用の面を、いろいろとやはり鑑みながら対応していかなければならないのかなと思っておりますのでございます。

私といたしましては、今年度、きょう御指摘いただいたところも含めて、来年度に向けて現状の取り組みをより効率化して、さらにそのような対応をより行える対応策も含めて考えていかなければならないというふうに思っておりますので、今年度におきましては、今、雪対策課長からもお話ありましたように、大雪が降らない状況であれば、そのままの状況になるかなというふうには思っておりますけれども、来年度はよりいい環境づくりをして、今お話があったような観光振興の視点であったり、または交通安全、特に車における視認における対応であったり、そのことを鑑みながら、また来年に向けた制度設計を高めていきたいと、このように考えているところでございます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

民進党に移します。

○高橋（龍）委員

◎旧寿原邸について

まず、平成 29 年度予算に計上されています旧寿原邸の件について何点か伺います。

移住者の受け入れ窓口として機能を持たせつつ、建物の管理保全に向けて国の補助が出るということで、この補助金メニューは 3 カ年の事業で初年度はハード整備のために資金を使えると認識しているのですが、初年度、老朽化が進む屋根の部分の整備を行うということでよろしいか、確認させていただきます。

○（建設）公園緑地課長

本事業は委員のおっしゃるとおり、平成 28 年度の国の第 2 次補正予算に基づきまして、市歴史的建造物であります旧寿原邸を地域創生の活動拠点として整備するものであります。

ただ、改修事業につきましては、単年度で実施しなければならないということで、設計等が間に合わないということで、屋根の改修と水回りの補修費ということで、4,000 万円ほど計上しております。

○高橋（龍）委員

老朽化が進んで修繕をしなければならない箇所は屋根だけでなく、1 階の床下基礎部分も同様なのですが、その箇所の修繕については今後行っていただけるのか、方針をお示してください。

○（建設）公園緑地課長

今回の改修につきましては、単年度施工ということで屋根の改修しか計上していないところなのですが、この事業自体、ハード事業のみではなくて、ソフト事業と一体となって整備する予定となっております。この中で、旧寿原邸自体をリノベーションの教材として再生するというふうに考えておきまして、この中で建物の利活用に合わせた形で修繕方法等を検討して、順次整備していければと考えてございます。

○高橋（龍）委員

今の御答弁でいくと、寿原邸をリノベーションスクールの実習の場とするようなことになるということですね。正直、リノベーションスクールに通われる方は、専門家ではないかと思うのですが、そういった方に修繕を

らせてしまうということ、少し危険性をはらんでいるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○（建設）公園緑地課長

このリノベーション事業につきましては、外部講師、専門家を招いて講習をしていただく予定になっておりますので、そういう方たちの手本というのですか、指導のもとで直すというふうなことを考えてございます。

○高橋（龍）委員

くれぐれも人件費だったり、そこに補修を行うお金が足りないから人工代を安くするためにリノベーションスクールの方を使うみたいな考え方にならないようにだけ、そこは考えていただきたいと思います。

また、移住者受け入れの事業というものと、宿泊施設の機能も今後考えていくということでしたけれども、これについて課題は何かありますか。

○（建設）公園緑地課長

移住受け入れに関しましては、公園緑地課だけでできるというようなものではございませんので、他部局との連携等が不可欠と考えてございます。

また、宿泊施設機能につきましても、現状では旅館業法に基づく申請が必要になりますので、現在の状態であれば、宿泊施設というのは困難な状態なのですけれども、今国会で審議される予定となっております、いわゆる民泊新法、これの推移を見ながら必要な施設整備を行っていかねばならないのかなと考えてございます。

○高橋（龍）委員

先ほどもありましたけれども、リノベーションスクールの開設について事業概要をお示してください。

○（建設）公園緑地課長

リノベーションスクールの概要につきましては、市内のNPO法人ですとか、北海道職業能力開発大学校、小樽商科大学などの関係団体の協力のもと、移住希望者やアクティブシニアを対象として建築物のリノベーション技術やまちづくりに関する知識やノウハウを伝授したいと考えております。また、このスクールの修了生を中心として、継続的に空き家の維持管理ができる組織づくりができればいいなというふうには考えてございます。

○高橋（龍）委員

ほかにも本市には歴史的価値を持つ建築物はたくさんありますから、本会議で日本遺産について質問を行った際にも述べましたけれども、財政面が厳しい中ではありますが、将来的なまちづくりにも生かしていけるように、先行投資的な考えに基づいたまち並みの保全を行っていただきたいと思いますが、この点について本市の考え方を伺います。

○（建設）公園緑地課長

本交付金事業におきましては、市内にある空き家のうち良好な状態にある物件につきまして、所有者の意向調査等を行い、所有者の同意のもと、この建物自体のリノベーションの場として活用したいと考えてございます。そういったことで空き家の解消を図りつつ、このリノベーションした物件を空き家バンクなどに登録して、移住希望者、市内の転出者の希望に沿うような形で、積極的に仲介していければいいなというふうには考えてございます。

○高橋（龍）委員

◎2月9日の排雪中止について

次に、除排雪についてです。

予算特別委員会初日をお願いしていました2月9日における排雪中止にかかわる業者との間のお話の経緯を改めてお示してください。

○（建設）雪対策課長

予算特別委員会で高橋龍委員から求められました2月9日の住吉線の業者の判断のくだりということでございませうけれども、これにつきましては、私どもで第6ステーションの業務主任にお話を聞いております。業務主任から

聞き取った内容ということで答弁させていただきますと、業務主任が 2 月 9 日、作業現場にはいらっしやいませんでした。そこで、作業現場で指揮をされていた方から電話がありまして、その指揮をされていた方の話としましては、市長が現場に来られて、今やっている途中になっている作業を一区切りさせて、それらの雪を処理した後、作業を終えてもらえないかというようなことを言われたというふうに電話で言われたと確認しました。それに対して、業務主任は作業を指揮している方に、市長がやめろと言うのであればやめなければならないねというようなことで返したと聞いております。

○高橋（龍）委員

今のお話の中に、危険な作業だからという話は出てきていないですよ。これは市長御自身も業者には伝えなかったと言っていましたので、そこにそごはないかと思うのですが、ただ、きっかけになった話として、石田議員から危険だという連絡があったということですから、業者と話すときに、そこに触れないことが不自然だとも感じるのです。

端的に申し上げますが、危険だったというのは、後づけの理由ではないのでしょうか。

○市長

いえ、後づけの理由ではございません。

○高橋（龍）委員

なぜこれを聞くかという、当日の作業の状況を先ほど伺いましたけれども、20 時 30 分ごろ、市長が石田議員から連絡を受けたという時点では、主作業中であって危ない作業は行われていなかったはずなのですよ。ここに疑義が生じています。原因は闇の中というわけにもいかないので、疑問点をこれから幾つか挙げていきます。

予算特別委員会の初日に雪対策課長もおっしゃっていたように、当時の現場が市長の説明された状況だったとして、一概に危険だとは言えないという御答弁をいただきましたが、もちろん雪対策課で現場を確認していないからという話でもあります。それを加味しても、原課と市長で危険の判断が違うように感じるのですが、雪対策課として作業中止を求める危険な作業の判断について確認をさせていただきます。

市長の説明のとおり状況だったとしたら、雪対策課はとめますか。

○（建設）雪対策課長

除雪対策本部として、当時の状況がどうだったかということにつきましては、改めまして当時の作業状況について図面等であったり、業務主任と面接をして業務主任からお話を聞いたところでございます。それで、今回委員会の冒頭でも述べましたように、主作業のほかに、一時的に札幌側の車線にこぼれた雪を処理するための作業というのが出てきております。その二つの作業ですね。主作業と一時的に札幌側の、それについて図面とその作業内容について業務主任から聞いた中では、我々現地を見ていないので、場面場面はわかりませんが、その図面だけ見て話を聞いた中では、特に危険なことはないというふうに考えております。

○高橋（龍）委員

作業の危険度、同じ場所であっても、時間帯であるとかそのときの気象状況や交通量などによっても危険度が変わってくると思いますけれども、これまで危険だという判断で排雪を中止した事例は過去にありますでしょうか。

○（建設）雪対策課長

作業中止する理由として、危険な作業をしていたからやめなさいとかというようなことでございますが、そのような事実は今シーズンに関してはございません。

○高橋（龍）委員

また、市長が市側に当日連絡をしなかった、連絡確認をしなかったのは、時間的に遅かったからというような御答弁があったかと思いますが、それで間違いはないでしょうか。

○市長

その要因も一つの大きな要因であります。先ほども答弁しましたがけれども、今年度において、いわゆる業務担当員とかがその現場に行くという体制にはやはりなっていないというような状態でございましたので、その時間的要素も非常に大きな要素であったというのは、そのとおりであります。

○高橋（龍）委員

では、その時間、市側では、市長しか基本的に動いてなかったと。少なくとも、市長御自身は認識されているかと思うのですが、市長が危険な作業だと感じたにもかかわらず、作業の中止を待たずに現場を離れたのはなぜなのかと。中止になることを確信していたのではないのでしょうか。

○市長

正直、確信にまで至っていたわけではありませんけれども、私の中では、私が市長だということは相手側は御理解されたようなので、それで私が来たということに対しては、相当意識はされていたろうというふうには推測はできます。

○高橋（龍）委員

また、これも先ほどの議論にありましたけれども、現場の作業は中止を見届けるまでもなく、危険度はそれほど高いものではなかったのではないのかなと。もし危険だったのであれば、その場を離れることに対して、推察されたとしても少し疑問が残りますし、逆にそれほど危険でなかったのであれば、議会における答弁が、いずれにしても市長の行動ないしは言動に不適切な点が出てきてしまうと思いますが、いかがでしょうか。

○市長

先ほども答弁したように、最後まで確認はできませんでしたけれども、その後における例えばユンボとかの動きにおいては、しばらくとまっていたりとかという状況ではあったので、何かしらそういうふうに対応されるのだろうかとは、その場においては見た感じですけども、感じたところではございます。

○高橋（龍）委員

では、少し切り口を変えます。

除排雪について委託の契約書上、委託者は小樽市です。では、業務担当員はどのような方が行っていますか。

○（建設）雪対策課長

今年度において業務担当員の役職ということでございますが、これまでは係長職または係員が行っております。

○高橋（龍）委員

現場の作業員に対して指示を出せないというのは、まず大前提ですけども、重要なのは委託者、つまり市側から指示を出すことができる人間が誰なのかということなのです。先日の総務常任委員会所管の予算特別委員会の冒頭で、建設部長からもお示しいただきましたが、原則的には協議は業務担当員と業務主任との間で行われると。では、原則を外れていいのは、どういう場合でしょうか。つまり市長から業務担当員との間の役職者が、相手方の業務主任に対して指示を出せるケースはどのような状況でしょうか。

○（建設）雪対策課長

原則的には窓口としましては、業務担当員と業務主任でございますので、これが大前提と考えております。ただ、今、高橋龍委員の御質問は、それ以外のときということがあるのかということでございますが、これは緊急を要するようなときで、業務担当員から指示することができないような事態があれば、緊急な安全に対することであつたり、作業場に関する事で緊急性を要するというのが認められるのであれば、まずはそれ以外の職員から指示をすることが、もしかしたらあり得ると思われまふ。その場合においても、後には書面上で市の意思というものをきちんと伝えなければいけないと思いますが、考えられるのは緊急的な場合であつたり、業務担当員、先ほども言いましたように、係長職もしくは係員が今行っておりますが、そのものが休んだりして、特に緊急性はないとしても、

緊急度は若干落ちて早急とかそういうような場合であっても、休む場合ありますので、そのときについてはかわりに指示等必要な場合は行うケースがあるかと思われます。

○高橋（龍）委員

先日の建設部長からの御答弁では、指示出し、担当以外でも法文上はあり得るという市の見解もお示しいただきました。これに対して、指示はしてもいいけれども、従わなくてもいいという考えも示していただいたかと思うのですが、これであれば、組織としては非常にガタガタではないかなと感じるところです。実質、業務担当員以外の役職者がいつでも指示を出せるというわけですね。これ偽装請負云々だけではなくて、これがまかり通ってしまうと、指揮命令系統がばらばらになってしまいます。地域間格差の是正などできないと思いますけれども、市長公約の実現に対して、これ障害にはなり得ませんか。

○（建設）雪対策課長

あくまでも原則としては、業務の窓口は業務担当員と業務主任でございますので、指示が必要な場合は業務担当員と業務主任の間で行われるべきものと考えておりますので、その対応が最も基本的なパターンだと考えております。

○高橋（龍）委員

ではまた少し質問を変えます。

市長に伺います。

現場をパトロールされるのは何のためでしょうか。自分の目で現場を見たいというだけなのか、それとも排雪箇所を選定をしようと思ってなのか、お答えください。

○市長

一般論ではなくて、私がということですか。私自身がパトロールする理由、いろいろあるのですが、大きく分けて三つあって、一つは雪の降っている状況、降雪状況、地域において雪がどれぐらい積もっているのか、そのような状況を見に行く場合、二つ目は夜間に作業される方が多いのですけれども、その夜間の作業をした結果、どのような状況になっているのか、これが二つ目です。もう一つは、これはなかなか実際には難しい時間帯とかもあってできない部分もあるのですが、実際の作業状況、どのように作業されているのか、この3点が基本的には私のパトロールに行っている理由でございます。

○高橋（龍）委員

では、雪対策課に伺います。

市長のパトロールによって、排雪を取りやめた箇所はあるとは認識していますけれども、逆にここをやってという要望はありましたでしょうか。

○（建設）雪対策課長

排雪箇所の市の意思決定というものは、副市長が入っていただいた除雪対策本部の会議の場で決めておりますので、市長の言動によってやめた箇所もございませんし、市長の言動によってやらない箇所をやることにしたという箇所、両方ともございません。

○高橋（龍）委員

逃げられた感じがしますが、パトロールの結果、雪が積もって排雪をしないと危ないと思われる箇所が市長のパトロールで見受けられなかったということなのではないかなと、私は邪推をしておりますが、つまり市長がおっしゃるきめ細やかな排雪に関しては、現状ほぼ達成されているのではないかと。であれば、今の限界というのが、今年度のような状況であると、今後もこのぐらいの排雪の状況であると感じますが、市長としての御見解はいかがでしょう。今後もっとよくなっていきますか。

○市長

私、公約できめ細やかな除排雪をということで、今までずっと取り組まれてきた形を変えずに、ずっと続いてきたものをいわゆる制度設計も含めて具体的に形にしているところでございます。私が就任する前において、雪における状況というのは、全く私は変わっていなかったと思っておりますし、またそれに伴って市民の皆様からいわゆる意見であったり、要望というのはそれこそ苦情しかなかったのではないかなと推察をしているところでございます。

それに対して、今一つずつ取り組みを具体的に今までやってなかったことであったり、変えたりとかすることによって、少しずつ私は改善に向かっているところだというふうに思っておりますが、今おっしゃったようなその排雪のことに限っては、委員の方々から御指摘があるような部分が、御指摘をされているのだなというふうに認識をしているところでございます。

何度も先ほど来から答弁させていただいておりますが、やはり限られた予算の中で、その市民の皆様いわゆる生活環境をいかによくしていく、冬において改善を図っていくという意味合いにおいては、まだ中途の部分がありますけれども、それを 100%完璧にというのは本当に理想論であって、その中でその限られた予算の中で形にしている中で、今お話の出ている排雪のことに限っても、先ほど川畑委員のときもお話しましたが、さまざまに効率的に行ったり、また限られた中でどれほど行き届くのかということについての追求ということを重ねていく中で、よりよくなっていくものだというふうに私自身は感じているところでございます。

それが昨年、ことしと積み重ねていく中で、そのような課題はまだ見受けられる部分もあると思いますから、来年、再来年と積み重ねていけば、その課題も少しずつですが、改善が図っていくのではないかなというふうに、私自身は期待しているところでございます。

○高橋（龍）委員

排雪に関しては、私も先ほどから申し上げているとおり、ことしに関して非常に苦情が多く、また先ほど雪対策課からの御答弁の中では、市長から直接的な指示というわけではないということではありましたけれども、協議の中でやはりやるはずだったところをやらないようにしたりとかということが、ままあったわけです。私もこれまで何度も本当に言ってきましたが、排雪においても、結局その場所を見てきれいですねとかということではなくて、主観による判断ではなくて、やはり定量的な基準を設けるべきだと思っています。予算特別委員会の初日に市長の政治姿勢について問うたときに、偏らず意見を聞くという御答弁をいただきましたので、私から御提言申し上げますが、これについて検討していただけますね。今後の定例会などでも来年度に向けてその検討の進捗も伺いますし、可否の理由も詳しくただしいきたいと思っておりますけれども、それについて見解を伺います。

○市長

定量的というのは、きっと高さであったりとか、その場所における雪の量をということだと思うのですが、これにおいては今までも担当からもお話ししているように、やはり路線ごとに道幅も違えばその住宅街の張りつきぐあいも違いますし、または坂があったり、狭隘であったり、かなり直線もあればカーブもあって、それを完全に定量的に図るのは難しいということで、お話はさせていただいたと思っております。

しかしながら、排雪要望をされているのになかなか入ってこないというお話の中で、それは市役所職員自身はその場所だけ見るわけではなく、その場所も含めて多くの場所を見て、その中で本当に厳しい優先順位を決めながらいろいろと考え取り組んでおりますので、そういう意味では、市役所職員はしっかりと公正に私は取り組んでいると思っております。

この話は今までもたしか答弁していたかと思うのですが、やはり排雪における費用というのは除雪に比べて 60 倍というたしか表現を今までしていたかなと思っておりますが、それだけ非常に費用のかかる作業でございます。やはりその中でその費用を抑えながらやれることも可能性としてはあるのかもしれませんが、その多くお金のかかる

作業をいかに適切に効率よく行っていくのか、これがやはり今市政の中で限られた財源の中で行っていくことが問われているのかなというふうに思っておりますので、それが 60 倍かからずに下がっていくのが理想かもしれませんが、現行においてかかる費用の、制度設計している費用というのはやはり決まっていますから、その中で今ある財源の中で適切に行っていくためには、どうしても 100% 受けた話を 100% 必ず行えないという状況がやはりあるということ、議員の皆さんもちろんですけれども、市民の皆様もまず御理解をいただき、それからこの中で必要な排雪作業はどういう状況なのかということをお客様からもいろいろ議論いただきながら、それがどれほどこれから行き届くように環境づくりができるのかというのは、その議論を重ねた結果の中で来年度、再来年度と、そのよりよい環境をつくっていく。それが、今御質問の中における、現行における答えなのかなというふうに思うところでございます。

○高橋（龍）委員

今、御答弁いただきました全体を見ながらプライオリティを決めていくということは、確かにあるのかもしれないのですが、排雪においてはもともと計画が示されていたところで、また市民の方から問い合わせが来て、いつ入りますよという答えをしたにもかかわらず、結局入らないかということもあつたと直接伺っていますから、要望に対して 100% 応えろと言っているわけではなくて、少なくとも排雪計画を示したのであれば、それにのっとってやっていただきたいと思うのです。それが市民サービスの向上であって、またきめ細やかな除排雪につながっていくのかなとも思いますし、今後予算をもっと圧縮できるようなもの、私もいつも ICT と言っていますけれども、そういった部分も含めて、今後考えていただければと思います。

○中村（誠吾）委員

◎アスベストについて

アスベストについてお聞きします。これは我が会派の面野議員も一般質問で教育委員会に質問しているのですが、昨年 12 月から数回にわたり、水道局本庁舎等におけるアスベスト等の検出についてとして状況報告を逐次受けてきたわけであり、報告によると、札幌市の一部施設で煙突内部の断熱材が剥落した落下物からアスベストが検出されたことを受けまして、水道局においても煙突を点検し、発見に至ったとのことでありました。全ての施設の点検を終えまして、それぞれの状況に合わせて対応しているとの報告でありましたけれども、いわゆるその中で説明されているレベル 2 の 6 カ所について、現時点でどのような対応をとっていらっしゃいますか。

○（水道）整備推進課長

現時点でどのような対応をとっているかということでございますけれども、レベル 2 の中で煙突の断熱材の劣化によるアスベストの対応につきましては、対応済みなもの、それと現在施工中のもの、今後対応するものの 3 種類ありまして、まず対応済みなものとしたしましては、煙突の囲い込みを行うとともに、新たな排気管を設置したものが 1 カ所、現在使用していない煙突であったため、煙突の囲い込みのみ行ったものが 1 カ所の計 2 カ所でございます。

次に、現在施工中のものとしたしましては、煙突の囲い込みを行うとともに、新たな煙突や排気管を設置するものが 2 カ所でございます。

最後に、今後対応するものとしたしましては、新たな煙突を設置する予定のものが 1 カ所ございまして、平成 29 年度に工事を行いたいと考えてございます。

なお、この既存の煙突につきましては、飛散防止のため煙突の囲い込みは既に完了してございます。

また、煙突以外のレベル 2 である配管の保温材につきましては、劣化箇所から 1 カ所で検出されており、この部分の保温材の撤去は 3 月中に完了させる予定となっております。

○中村（誠吾）委員

今後対応するものは平成 29 年度中に工事を行うということ、きちんと言っていますね。そして、また煙突以外のレベル 2 は 3 月中に完成する。それを的確にまずお願いします。

それで、これら一連のことというのは当たり前ですけれども、当初からももちろん想定しているものではありませんが、役所ですので、わかって調査や工事を行うための予算については、どのように措置してきましたか。

○（水道）総務課長

予算措置についてであります。水道会計、下水道事業会計それぞれの収益的支出、資本的支出と施設によって予算科目は異なります。平成 28 年度に着手したものの、この中には 29 年度に繰り越しするものも含まれますが、これらはいずれも不用額からの支出となっております。また、29 年度に実施するものにつきましては、新年度予算に計上しております。

○中村（誠吾）委員

まず計上している。それで、先ほどの答弁の中で、平成 29 年度に新たな煙突を設置する予定のものが 1 カ所あるとおっしゃったのですけれども、これ 29 年度なので、予算措置の内容についてお答えください。

○（水道）整備推進課長

平成 29 年度に工事を予定しているものにつきましては、中央下水終末処理場のボイラーの煙突設置についてなのですけれども、既存の煙突は既に囲い込みを行っており、使用を中止してございます。また、新たな煙突の設置費につきましては、下水道事業会計の資本的支出、建設改良費、築造工事費に 1,100 万円を計上してございます。

○中村（誠吾）委員

中央ボイラーは使用中止していますね。そして 1,100 万円計上しているということで、これも早急にどうか、着々と物が物ですから進めていただきたい。

それで、水道局の全体の対応についてはわかりましたが、改めて基本的なことを聞いてまことに申しわけないのですけれども、今回アスベストを含む建材に劣化があったことから、水道局ではこのような対策を行うことになったのですけれども、そもそもアスベスト対策というのは、どの時点でどのような対応することが決められ、やらなければならないのですか。

○（水道）整備推進課長

先ほど答弁させていただきましたレベル 2 とは、建設業労働災害防止協会による石綿含有建材別作業レベル区分での石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材のことで、発じん性が高いと位置づけられているものなのですけれども、石綿障害予防規則第 10 条におきまして、「吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発生させ、及び労働者とその粉じんにはばく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。」とされており、今回、石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材の健全度の調査を行い、その中で損傷、劣化があり、石綿の粉じんに暴露するおそれがあるものについて除去や囲い込み対策を行うとしたものでございます。

○中村（誠吾）委員

報告でもありましたし、札幌市でもあったのですが、市役所の施設、自分たちの職員ならいいとは言わないけれども、民間の事業者や多くの方たちが働いていますので、まずこの報告は了として、早急な対策をきちんととっていただきたい。暴露ですから、飛散なんていうことは絶対許されませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、引き続き、水道局に質問したいのですけれども、今定例会の開会に先立ちまして、水道事業と下水道事業予算の説明を水道局長から受けたわけなのですが、その平成 29 年度予算から見たこの上下水道事業の経営の現状を見て、基本的に気づくことがあったので、質問します。

それは、まず勉強不足で申しわけないのですが、企業会計はすごく難しくてわからなくて、まず収益的収支、そ

して資本的収支に分かれているのですけれども、まずこの違いについて簡単に説明してください。

○(水道)総務課長

収益的収支と資本的収支の違いについてですが、水道事業会計の例で説明申し上げますと、まず収益的収支につきましては、水道料金など営業活動に伴う収入、それと支出は原水を飲料用にきれいにする経費などその収入を得るために対応する支出、それらの単年度の収支というのが収益的収支になります。資本的収支につきましては、建設改良費などその投資した効果が将来の収益に対応する支出と企業債などその財源となる収入、それらの収支に当たります。

○中村(誠吾)委員

説明資料では、水道事業会計の最後に当年度末資金過不足額とありまして、約 11 億 1,000 万円の金額が示されているのですが、この当年度末資金過不足額とは、どういった意味の金額なのか。

○(水道)総務課長

年度末資金過不足額、約 11 億 1,000 万円についてですが、これにつきましては、詳細な計算がありますが、大まかに言いますと、次年度以降の水道事業会計における運転資金といったような位置づけになるかと思えます。運転資金と申し上げても、算定方法としましては、現金、預金のほか、未収金ですとか、貯蔵品など短期的に換金し得るもの、それから未払金、短期間のうちに支払うものを引いた額となりますので、これらが全て現金というわけではございません。

○中村(誠吾)委員

素人が見て、端的に思っている疑問なのですが、運転資金が約 11 億 1,000 万円もあるということは、会計的には非常に潤っていると見えるのです。そういう認識でよろしいのですか。

○(水道)総務課長

金額が約 11 億 1,000 万円ということで非常に大きな金額ですので、そのようにお感じになるかもしれませんが、例えば今年度、平成 29 年度の予算で過去における借金の返済、いわゆる企業債の償還金といたしますが、11 億 6,000 万円ございます。ですので、先ほど申し上げました年度末の資金といたしますが、今年度の企業債の償還金にも満たない額となっております。また、今後の収支を考えますと、人口減少により給水収益は右肩下がりになるといったような状況もございますし、施設の老朽化、耐震化の対策など、多額の費用が見込まれる状況がございますので、委員がおっしゃったようなとても潤っているというような状況にはございません。

○中村(誠吾)委員

とても潤っている状況ではないと。水道事業会計については、今聞いただけで 5,000 万円差し引きしないのだと。今後のことを考えると、それでは厳しい状況であることと考えなければならないのでしょうかけれども、では、もう一つありますよね。下水道事業会計もわからないので、お聞きしますが、こちらも年度末資金過不足額が約 1 億円です。しかし、今言ったようにこの企業債の償還が約 24 億円もあるという、これは見てわかるのだけれども、水道事業会計に比べると、とてつもなく厳しい状況なのですけれども、これについてどう見るべきなのか。

○(水道)総務課長

下水道事業会計につきましても、基本的には水道事業会計と同様、人口減少や今後必要な施設整備を考えますと、とても厳しい状況でございます。特に、下水道事業会計につきましては、水道事業会計にはない資本費平準化債という資金手当のための企業債を借り入れて、それで資金不足とならないための措置をとっている状況でございます。

また、企業債の償還金につきましては、水道事業会計と比較されたお話が今ございましたが、下水道事業につきましては、公共用水域の保全といった観点から、企業債償還金の財源の一部が一般会計から繰り出される制度がございますので、水道と単純に金額だけで比較できるという状況ではございません。

○中村（誠吾）委員

今、財源の一部が一般会計から繰り出される制度、ルールなのでしょう、それはわかりました。小樽市立病院のところでもお聞きしたことがあります。

それで、下水道事業会計についてもわかったのですけれども、今聞くだけでも、それぞれいろいろな問題を抱えていることはわかりますが、議論になっています。水道料金については、以前から料金体系、そしてきょうもありましたけれども、基本水量の見直しについて議論がされています。以前の答弁では、料金体系については次期の上下水道ビジョン策定の中で検討していくとのことでしたが、この次期ビジョン策定については現状どのようになっているのですか。

○（水道）主幹

次期ビジョンについてでありますけれども、現在のビジョンの計画期間は平成 30 年度までであります。31 年度以降の計画策定に向けて、去る、本年ですけれども 2 月 3 日に第 1 回目の局内での策定委員会を開催し、策定に向けたスタートを切ったところであります。そこでは基本方針体制等概略工程などについて話し合いを行い、現在は課題の抽出を行うため、局職員を対象としたアンケートを行っております。

今後につきましては、経営管理、市民サービスなど分野別の作業部会でアンケート結果の取りまとめや課題の整理を行い、策定委員会で経営方針など大枠のフレームを決めた後に、具体的施策などについて検討を行う専門部会で個別の具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。全体的なスケジュールといたしましては、30 年 10 月ごろの素案の完成を目指して進めてまいります。

○中村（誠吾）委員

2 月からスタートを切っているのですが、平成 30 年 10 月までの、もうおおむね 1 年半の策定作業の期間になるのですよね。先ほど川畑委員が基本料金の話は先に考えられないのかというのがあったのだけれども、それはそれとして動いているのですが、先ほど答弁されていた課題の解決に向けた検討も行うことと思うのですけれども、市民にとっては水道料金はそれは低いに越したことはないのですよ。ですが、私はいろいろな災害のことでも質問したのですが、老朽化する施設の更新を先送りにして、結果的に、大規模な事故が発生して、冬期間に壊れてしまう、断水になる、これお話にならないのです、ライフラインの最たるものですから。ですから、コストの意識を持って業務に当たることは、もちろんなのですが、その上で必要なこの投資や維持管理のレベルをしっかりと見きわめていただかないと、未来に向けて安定的で持続可能な事業運営を行っていくことが不可能になっていくので、そこは理解します。

そこで、私の経験上、かつて自治体の財政難の主要因として 3 K というものが言われていたのです。国保会計の K、そして市営交通、小樽は幸いにしてないのですけれども、K、そして企業会計だったので。3 K の克服をしない自治体が大変な目に遭ってきたのです。

それで、最後にお聞きするのですが、この多くの課題に対する検討期間として 1 年半はやっていますけれども、議論しているけれども、あっという間に私は過ぎると思うのです。ですから、策定を進めていくに当たって、部局内の意思統一を図り始めたと聞きましたので、水道局長、最後に進め方について、どのような陣頭指揮をとられているのか。

○水道局長

先ほど主幹から答弁いたしましたように、先日、次期ビジョンの策定委員会を行ったところであります。私は委員会の委員長として水道局員、一緒になってこのビジョンについて策定していきたいということで考えております。

また、このビジョンは、局の職員全員に携わっていただきたいと考えております。また、それに加えて市民アンケートの実施、それから有識者や市民で構成している経営懇話会というのを水道局で立ち上げているのですけれども、ここからの意見をお伺いする。また、議会等にもその都度報告をして、議会の意見もお伺いしながら、この

ビジョンを完成させていきたいと考えております。

委員がおっしゃいましたとおり、安定的な供給というのが一番の市民サービスだと考えております。施設の更新、投資の部分ですけれども、こういうのをやっていかないと、安定的な水道水の供給ということができなくなるわけですから、その辺は十分考えながら、また人口減少だとか、収支だとか、市民サービスだとか、そこら辺まで十分考え、課題は多いのですけれども、委員がおっしゃるように時間的な余裕は余りありませんけれども、職員が一丸となって実効性のある計画になるように取り組んでいきたいというふうに考えています。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。